HIROGIN HOLDINGS

第5期
定時株主総会
招集ご通知

日時

2025年6月24日（火曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

場所

広島市中区紙屋町一丁目３番８号
ひろぎんホールディングス本社ビル
４階大ホール

決議事項

第１号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件
第２号議案　監査等委員である取締役1名選任の件
第３号議案　公益財団法人ひろしま美術館に対する賛助を目的とした第三者割当による自己株式の処分の件

未来を、ひろげる。

ひろぎんホールディングス

証券コード：7337

株主各位

証券コード：７３３７
２０２５年６月３日
(電子提供措置の開始日２０２５年５月27日)

広島市中区紙屋町一丁目３番８号
株式会社ひろぎんホールディングス
代表取締役社長　部 谷 俊 雄

第５期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。
　さて、当社第５期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。
　本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第５期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト　https://www.hirogin-hd.co.jp/ir/stock/meeting/index.html

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

宝印刷「ネットで招集」　https://s.srdb.jp/7337/

東証ウェブサイト　https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show
※銘柄名「ひろぎんホールディングス」またはコード「7337」と入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を選択の上、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

　なお、当日ご出席願えない場合は、書面または電磁的方法（インターネット）により議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討くださいまして、後述のご案内に従って2025年６月23日（月曜日）午後５時までに議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

日　　時		2025年６月24日（火曜日）午前10時
場　　所		広島市中区紙屋町一丁目３番８号 ひろぎんホールディングス本社ビル４階大ホール
目的事項	報告事項	第５期（2024年４月１日から2025年３月31日まで） 事業報告、連結計算書類、計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の監査結果報告の件
	決議事項	**第１号議案**　取締役（監査等委員である取締役を除く。）７名選任の件 **第２号議案**　監査等委員である取締役１名選任の件 **第３号議案**　公益財団法人ひろしま美術館に対する賛助を目的とした第三者割当による自己株式の処分の件

以　上

＜株主総会のライブ配信について＞

当日会場にご来場いただけない株主さまのために、株主総会の様子をインターネットで配信（ライブ配信による視聴のみ）いたします。株主さまのプライバシーには、十分に配慮して運営いたしますが、予めご了承いただきますようお願いいたします。

配信予定：2025年６月24日（火）10：00～株主総会が終了次第、配信終了
https://youtube.com/live/ZPwzPGJmzLg

（※視聴に伴う通信費用は、株主さまのご負担となりますのでご了承ください。）

当社の会社情報や株主・投資家情報、サステナビリティへの取組み等の情報については、当社ウェブサイトよりご覧いただけます。（https://www.hirogin-hd.co.jp/）

株主総会へのご出席に際し、サポート等が必要な株主さまは下記期限までに事前のご連絡をお願いいたします。

【期　限】2025年６月17日（火）
【連絡先】株式会社ひろぎんホールディングス　経営企画グループ　広報・地域貢献室
TEL 082-245-5151（土日・祝日を除く、9:00～17:00）

議決権行使方法のご案内

株主総会にご出席いただける場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時・場所 **2025年６月24日（火曜日）午前10時**
ひろぎんホールディングス本社ビル４階大ホール

株主総会にご出席いただけない場合



書面による議決権行使

行使期限 **2025年６月23日（月曜日）午後５時必着**

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、郵送にてご返送ください。なお、各議案につき賛否のご表示のない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。



インターネットによる議決権行使

行使期限 **2025年６月23日（月曜日）午後５時まで**

詳細は次頁をご参照のうえ、議案に対する賛否をご入力ください。

1．書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。また、インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
2．書面交付請求された株主さまへご送付している書面には、法令および当社定款第16条に基づき、事業報告の「当社の新株予約権等に関する事項」および「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」、計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」を記載しておりません。したがって、ご送付している書面は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会および会計監査人が監査をした書類の一部であります。
なお、ご送付している書面の項番の記載は電子提供措置事項と同一となっておりますので、ご了承ください。
3．電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

インターネットによる議決権行使のお手続きについて

インターネットにより議決権を行使される場合は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用ください。

パソコンの場合

議決権行使ウェブサイト ▶ https://evote.tr.mufg.jp/

1 議決権行使ウェブサイトへアクセスする

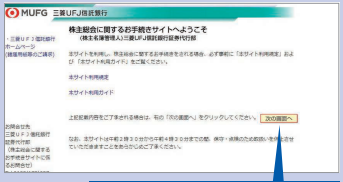

「次の画面へ」をクリック

2 お手元の議決権行使書用紙の右下に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力

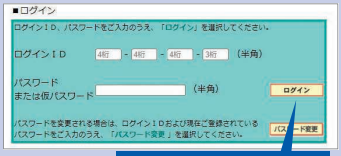

「ログイン」をクリック

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

スマートフォンの場合

同封の議決権行使書用紙の右下に記載された「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことにより、「ログインID」および「仮パスワード」が入力不要でアクセスできます。

「ログイン用QRコード」はこちら



議決権行使書(右下)

ご注意事項

1. 株主さま以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、「仮パスワード」は議決権行使サイト上で任意のパスワードへの変更が可能です。
2. パソコン、スマートフォン等による議決権行使ウェブサイトへのアクセスに関して発生するインターネット接続料・通信料等は、株主さまのご負担となります。
3. インターネットのご利用環境やご加入のサービス、ご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

機関投資家の皆さまへ

株式会社ＩＣＪが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当該議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

議決権行使に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部（ヘルプデスク）

0120-173-027（受付時間　9:00～21:00　通話料無料）

株主総会参考書類

第１号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）７名選任の件

現在の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）７名は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役７名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会で検討がなされましたが、会社法の規定に基づき記載すべき特段の事項はございません。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（ふりがな）		当社における現在の地位	取締役会への出席状況（2024年度）
1	再任	池田晃治（いけだこうじ）（男性）	取締役会長（代表取締役）	100% (14回／14回)
2	再任	部谷俊雄（へやとしお）（男性）	取締役社長（代表取締役）	100% (14回／14回)
3	再任	清宗一男（きよむねかずお）（男性）	取締役専務執行役員	100% (14回／14回)
4	再任	横見真一（よこみしんいち）（男性）	取締役専務執行役員	100% (12回／12回)
5	再任	廣江裕治（ひろえゆうじ）（男性）	取締役専務執行役員	100% (12回／12回)
6	再任	新免慶憲（しんめんよしのり）（男性） 社外 独立	取締役	100% (14回／14回)
7	再任	松村はるみ（まつむら）（女性） 社外 独立	取締役	100% (12回／12回)

1 池田（いけだ） 晃治（こうじ）

（男性）1953年９月３日生

再任



取締役会への出席状況
100%（14回／14回）

所有する当社の株式数
18,800株

略歴、当社における地位（重要な兼職の状況および担当）

1977年 ４ 月	株式会社広島銀行入行
2006年 ４ 月	同執行役員福山営業本部長
2008年 ４ 月	同常務執行役員福山営業本部長
2009年 ４ 月	同常務執行役員総合企画部長
2009年 ６ 月	同常務取締役総合企画部長
2011年 ４ 月	同常務取締役
2012年 ６ 月	同取締役頭取（代表取締役）
2018年 ６ 月	同取締役会長（代表取締役）
2020年 10 月	当社取締役会長（代表取締役）（現任）
2022年 ４ 月	株式会社広島銀行取締役会長（現任）

（重要な兼職の状況）
株式会社広島銀行取締役会長
広島商工会議所会頭

取締役候補者とした理由

1977年より当社グループの一員として、主に営業部門、企画部門を歩み、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。また、2012年６月より株式会社広島銀行代表取締役頭取、2018年６月より同代表取締役会長、2020年10月より当社代表取締役会長を務めており、経営経験も豊富な人物であります。その経験や知見を当社取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者としました。

---

2 部谷（へや） 俊雄（としお）

（男性）1960年５月１日生

再任



取締役会への出席状況
100%（14回／14回）

所有する当社の株式数
10,261株

略歴、当社における地位（重要な兼職の状況および担当）

1983年 ４ 月	株式会社広島銀行入行
2008年 ４ 月	同広島東支店長
2011年 ４ 月	同総合企画部長
2013年 ４ 月	同執行役員本店営業部本店長
2015年 ４ 月	同常務執行役員本店営業部本店長
2016年 ４ 月	同常務執行役員
2016年 ６ 月	同取締役常務執行役員
2018年 ６ 月	同取締役頭取（代表取締役）
2020年 10 月	当社取締役社長（代表取締役）（現任）
2022年 ４ 月	株式会社広島銀行取締役

（担当）
秘書室長

取締役候補者とした理由

1983年より当社グループの一員として、主に営業部門、企画部門を歩み、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。また、2018年６月より株式会社広島銀行代表取締役頭取、2020年10月より当社代表取締役社長を務めており、経営経験も豊富な人物であります。その経験や知見を当社取締役会に活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者としました。

3 清宗 一男（きよむね かずお）

（男性）1963年2月8日生

再任



略歴、当社における地位（重要な兼職の状況および担当）

1986年 4 月	株式会社広島銀行入行
2008年 10月	同営業統括部融資企画室長
2010年 4 月	同融資企画部融資企画室長
2013年 4 月	同本川支店長
2015年 4 月	同大手町支店長
2018年 4 月	同執行役員呉支店長兼呉市役所出張所長
2020年 4 月	同常務執行役員
2020年 6 月	同取締役常務執行役員
2020年 10月	当社取締役常務執行役員
2022年 4 月	同取締役専務執行役員（現任） 株式会社広島銀行取締役頭取（代表取締役）（現任）

（重要な兼職の状況）
株式会社広島銀行取締役頭取（代表取締役）

取締役候補者とした理由

1986年より当社グループの一員として、主に営業部門、企画部門を歩み、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。また、2022年４月より株式会社広島銀行代表取締役頭取を務めており、経営経験も豊富な人物であります。その経験や知見を当社取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者としました。

取締役会への出席状況
100%（14回／14回）

所有する当社の株式数
9,500株

---

4 横見 真一（よこみ しんいち）

（男性）1965年7月18日生

再任



略歴、当社における地位（重要な兼職の状況および担当）

1989年 4 月	株式会社広島銀行入行
2010年 10月	同下松支店長
2013年 4 月	同個人営業部プライベートバンキング推進室長
2017年 4 月	同アセットマネジメント部副部長
2018年 4 月	同アセットマネジメント部長
2018年 10月	同総合企画部長
2020年 4 月	同執行役員総合企画部長
2020年 10月	当社経営企画部経営企画グループ長
2021年 11月	同経営企画部経営企画グループ長兼サステナビリティ統括室長
2022年 4 月	同常務執行役員 株式会社広島銀行常務執行役員
2022年 6 月	同取締役常務執行役員
2024年 4 月	同取締役専務執行役員 当社専務執行役員
2024年 6 月	同取締役専務執行役員（現任） 株式会社広島銀行取締役専務執行役員（代表取締役）（現任）

（重要な兼職の状況）
株式会社広島銀行取締役専務執行役員（代表取締役）
（担当）
グループ営業戦略部長

取締役候補者とした理由

1989年より当社グループの一員として、主に営業部門、企画部門を歩み、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。また、2024年６月より株式会社広島銀行代表取締役専務執行役員を務めており、経営経験も豊富な人物であります。その経験や知見を当社取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者としました。

取締役会への出席状況
100%（12回／12回）

所有する当社の株式数
6,600株

5 廣江 裕治（ひろえ ゆうじ）

（男性）1966年11月４日生

再 任



取締役会への出席状況
100%（12回／12回）

所有する当社の株式数
5,700株

略歴、当社における地位（重要な兼職の状況および担当）

1989年 ４ 月	株式会社広島銀行入行
2011年 ４ 月	同吉島支店長
2013年 ４ 月	同融資企画部融資企画室長
2016年 ４ 月	同福山胡町支店長
2018年 ４ 月	同人事総務部長
2020年 ４ 月	同執行役員呉支店長兼呉市役所出張所長
2022年 ４ 月	同常務執行役員
2022年 ６ 月	同取締役常務執行役員
2024年 ４ 月	同取締役専務執行役員（現任） 当社専務執行役員
2024年 ６ 月	同取締役専務執行役員（現任）

（重要な兼職の状況）
株式会社広島銀行取締役専務執行役員
（担当）
経営企画部長、経済産業調査部長

取締役候補者とした理由

1989年より当社グループの一員として、主に企画部門、営業部門、人事部門を歩み、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。その経験や知見を当社取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者としました。

---

6 新免 慶憲（しんめん よしのり）

（男性）1956年10月26日生

社外 独立 再 任



取締役会への出席状況
100%（14回／14回）

所有する当社の株式数
5,400株

略歴、当社における地位（重要な兼職の状況および担当）

1980年 ４ 月	日本銀行入行
2007年 ３ 月	日本銀行京都支店長
2009年 ７ 月	日本銀行検査役
2010年 11 月	社団法人日本証券アナリスト協会参与
2011年 10 月	公益社団法人日本証券アナリスト協会事務局長
2015年 ８ 月	公益社団法人日本証券アナリスト協会代表理事
2017年 ８ 月	公益社団法人日本証券アナリスト協会理事
2020年 ６ 月	株式会社広島銀行取締役（社外）
2023年 ６ 月	当社取締役（社外）（現任）

社外取締役候補者とした理由および期待される役割

日本銀行および公益社団法人日本証券アナリスト協会で培われた金融全般における高度な専門性と豊富な実務経験を有しております。2020年６月より株式会社広島銀行取締役（社外）、2023年６月より当社取締役（社外）に就任しており、引き続きその高度な専門性や高い見識を活かし、経営陣から独立した立場で当社取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化に貢献できる人物と判断し、社外取締役候補者としました。

7 松村（まつむら） はるみ （女性）1954年３月25日生

社外 独立 再任



取締役会への出席状況
100%（12回／12回）

所有する当社の株式数
1,500株

略歴、当社における地位（重要な兼職の状況および担当）

1976年 4 月	株式会社西武百貨店（現株式会社そごう・西武）入社
2004年 6 月	株式会社アンリ・シャルパンティエ（現株式会社シュゼット）代表取締役
2011年 7 月	株式会社住生活グループ（現株式会社LIXIL）上席執行役員 株式会社LIXIL上席執行役員
2016年 11 月	株式会社LIXILグループ（現株式会社LIXIL）執行役専務 株式会社LIXIL取締役専務役員
2019年 7 月	株式会社ロック・フィールド取締役（社外）（現任）
2022年 6 月	株式会社上組取締役（社外）（現任）
2023年 6 月	株式会社広島銀行監査役（社外）
2024年 6 月	当社取締役（社外）（現任）

（重要な兼職の状況）
株式会社ロック・フィールド取締役（社外）
株式会社上組取締役（社外）

社外取締役候補者とした理由および期待される役割

企業経営者として豊富な経験とその経験を通して培われた高い見識を有しております。2023年６月より株式会社広島銀行監査役（社外）、2024年６月より当社取締役（社外）に就任しており、引き続きその豊富な経験や高い見識を活かし、経営陣から独立した立場で当社取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化に貢献できる人物と判断し、社外取締役候補者としました。

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．新免慶憲氏および松村はるみ氏は、社外取締役候補者であります。
３．新免慶憲氏の在任期間は、本総会終結の時をもって２年となります。なお、株式会社広島銀行社外取締役の在任期間と通算して５年となります。
４．松村はるみ氏の在任期間は、本総会終結の時をもって１年となります。なお、株式会社広島銀行社外監査役の在任期間と通算して２年となります。
５．横見真一氏、廣江裕治氏および松村はるみ氏については、2024年６月の当社取締役就任以降に開催された取締役会への出席状況を記載しております。
６．当社は、新免慶憲氏および松村はるみ氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
７．新免慶憲氏および松村はるみ氏の選任が承認された場合、当社は両氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする予定であります。
８．当社は、保険会社との間で会社法第430条の３第１項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）を含む被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害および訴訟費用等について当該保険契約によって補填することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。本議案が承認可決された場合は、各候補者が当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第２号議案　監査等委員である取締役１名選任の件

監査等委員である取締役 熊野達朗氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役１名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

青木 龍一（あおき りゅういち）

（男性）1967年1月24日生

新 任



略歴、当社における地位（重要な兼職の状況および担当）

1989年 4 月	株式会社広島銀行入行
2012年 4 月	同リスク統括部リスク統括課長
2016年 4 月	同名古屋支店長
2019年 4 月	同法人企画部長
2021年 4 月	同リスク統括部長 当社経営管理部リスク統括グループ長
2023年 4 月	株式会社広島銀行リスク統括部理事
2023年 6 月	同常勤監査役（現任）

監査等委員である取締役候補者とした理由

1989年より当社グループの一員として、主にリスク管理部門、企画部門を歩み、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。2023年６月より株式会社広島銀行常勤監査役に就任しており、その経験や知見を社会的信頼に応える良質なコーポレートガバナンス体制の確立に活かすことが期待できるため、監査等委員である取締役候補者としました。

取締役会への出席状況
—

監査等委員会への出席状況
—

所有する当社の株式数
5,745株

（注）１．候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．当社は、監査等委員である取締役との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく監査等委員である取締役の責任限度額は法令に定める最低責任限度額としております。本議案が承認可決された場合は、候補者との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。

３．当社は、保険会社との間で会社法第430条の３第１項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社の監査等委員である取締役を含む被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害および訴訟費用等について当該保険契約によって補填することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。本議案が承認可決された場合は、候補者が当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

４．候補者は、現在、株式会社広島銀行常勤監査役でありますが、本総会と同日に、同行の第114期定時株主総会の第１号議案「定款一部変更の件」が原案どおり同意されますと、定款変更の効力が生じた時をもって、同行は監査等委員会設置会社に移行し、これに伴い監査役の任期は満了となる予定であります。

第３号議案　公益財団法人ひろしま美術館に対する賛助を目的とした第三者割当による自己株式の処分の件

１．公益財団法人ひろしま美術館について

公益財団法人ひろしま美術館(以下「ひろしま美術館」といいます。)は、1945年8月の原爆被災によりあらゆる文化財を失った広島が、「平和文化都市」として将来に亘り繁栄していくため、創業100周年を迎えた当社子会社である株式会社広島銀行（以下「広島銀行」といいます。）が地域と共に歩んだ歴史の記念事業として設立したものです。広島銀行所蔵の美術品等を公開展示することに加え、地域社会に対する創作活動および美術教育も行うことで、芸術に対する知識と教養の向上に資するとともに、地域文化の発展に寄与することを目的としております。

ひろしま美術館では、フランスを中心とする西洋美術に加え、日本近代洋画や日本画など、約1,000点の絵画を所蔵しています。特に、ルノワールやモネなどの印象派の作品は西日本屈指のコレクションを誇り、ゴッホ最晩年の代表作である「ドービニーの庭」や、初期から晩年までの画風の変遷がわかるピカソの作品を展示するなど、国内外問わず、毎年15万人を超える来場者に好評いただいており、地域になくてはならない美術館となっております。

２．自己株式の処分について

当社グループは、2024年4月、〈地域総合サービスグループ〉として、地域社会における当社グループの存在意義を明確に示すとともに、当社グループ・従事者の回帰すべき原点として、パーパス『幅広いサービスを通じて、地域社会と共に、「未来を、ひろげる。」』を制定しました。このパーパスは、地域の成長なくして、当社グループの成長もない、つまり、地域の成長に当社グループが当事者として努めていかなければならないとの考えに基づき、制定したものです。

2024年4月にスタートした「中期計画2024」では、「活力ある地域」（＝県内総生産の維持・拡大）の実現に向け、地域のマテリアリティを明確化しました。そのひとつに「街づくり」を掲げ、地域に喜ばれ、訪れる人に選ばれる街づくりに資する取組みを進めております。「街づくり」に取組むことで、人が集まる街となり、地域の発展や課題解決に向けた再投資が生まれ、持続可能な活力ある地域が実現できると考えております。

ひろしま美術館は、広島市内中心部に位置し、印象派を中心とした西日本屈指のコレクションが閲覧できる貴重な場所として、年間15万人を超える来場者がある等、多くの市民や来訪者に親しまれています。また、創作に関する教育活動を行う等、地域の文化振興への貢献度は高く、文化を核とした将来の「街づくり」においても大きな役割を果たしていくものと考えております。

そのため、ひろしま美術館の活動を長期的かつ安定的に支援することは、当社のパーパスや、「中期計画2024」で目指す「活力ある地域」の実現に繋がるものであり、当社グループと地域の

中長期的な発展に資する活動であると考えます。
以上を踏まえ、取締役会を含む当社内での議論を行った結果、当社グループの損益への影響を軽減しつつ、当社株式の配当金によりひろしま美術館の安定的な運営を長期的に支援し続ける手段として、本件を実施することとしたものです。
本自己株式の処分にあたり、当社は、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者、日本マスタートラスト信託銀行株式会社を共同受託者、ひろしま美術館を受益者とする他益信託（以下「本信託」といいます。）を設定し、本信託は当社株式を取得します。本信託は、当社株式の配当等の信託収益をひろしま美術館に交付し、ひろしま美術館は当該信託収益を活動原資に加え、今後の事業を実施します。

3. 処分条件等の合理性

ひろしま美術館が、絵画、彫刻等の美術作品を収集し、保存するとともに広く一般の鑑賞に供し、地域社会に対する貢献を継続的、かつ安定的に実施していくために必要となる活動原資として処分数量の規模は合理的であると考えております。
加えて、本スキームでは、当面は本自己株式の処分による株式が株式市場へ流出することは考えられないため、本自己株式の処分による流通市場への影響は軽微であると考えております。
また、本自己株式の処分における株式の希薄化の規模は、2025年3月31日現在の発行済株式総数に対し、0.323%（2025年3月31日現在の総議決権個数3,034,900個に対する割合0.329%、小数点以下第4位を切り捨て）と小規模なものであり、株式市場への影響は軽微であると考えております。加えて当社では、2024年7月25日開催の取締役会決議に基づき、本自己株式の処分を上回る数量（5百万株）を上限とする自己株式を取得し、当該自己株式を本自己株式の処分に充当する計画としており、株式の希薄化を回避する措置を講じているため、株式の希薄化の規模についても合理的であると判断しております。
処分予定先である日本マスタートラスト信託銀行株式会社は、今後締結する信託契約(以下「本信託契約」といいます。)に従って、当社の配当を原資とした信託収益をひろしま美術館に交付します。本信託は、本信託契約に基づき処分株式を保有する予定です。なお、信託を終了する際は、信託財産を受益者に現状有姿のまま交付するものとします。また、本自己株式の処分により本信託が保有する株式の議決権については、信託期間を通じ、行使しないものとします。なお、受益者であるひろしま美術館は、株式を保有する場合はその議決権を行使しないことを定款に定めております。
つきましては、上記の趣旨と目的のため、1株につき1円という払込金額は合理的であると考えており、会社法第199条（募集事項の決定）及び同第200条（募集事項の決定の委任）の各規定に基づき、第三者割当による自己株式の処分に関して、募集事項の決定を当社取締役会に委任することのご承認をお願いするものであります。

〈処分する自己株式の内容〉

①処分する株式の種類及び上限	普通株式1,000,000株（発行済株式総数に対する割合0.323%※）
②払込金額の下限	１株につき１円
③払込金額の総額	1,000,000円
④処分方法	第三者割当による処分
⑤処分予定先	日本マスタートラスト信託銀行株式会社
⑥処分期日（予定）	2025年8月25日
⑦決定の委任	上記に定めるもののほか、自己株式の処分の募集事項の決定に必要なその他一切の事項については、取締役会の決議において決定いたします。

（※）2025年3月31日現在の発行済株式総数308,775,621株に対する割合

〈ひろしま美術館の概要〉

①名称	公益財団法人 ひろしま美術館
②所在地	広島市中区基町３－２
③理事長	池田　晃治
④活動内容	・美術品の収集、保管及び寄託の受け入れ ・美術品の展示及び解説 ・美術研究資料の収集及び公開 ・美術に関する講演会及び講習会の開催 ・美術教育に関する助成 ・その他この法人の目的を達成するために必要な事業
⑤活動原資	公益目的事業による収益及び寄付金
⑥開館	1978年11月3日

(ご参考)

【動画】ひろしま美術館のご紹介
右の二次元コードよりひろしま美術館のご紹介をご覧いただけます。

【本件スキーム図】自己株式の第三者割当



以　上

(ご参考)

「中期計画2024」　計画期間:2024～2028年度

「中期計画2024」では、「活力ある地域」（＝県内総生産が維持・拡大している地域）の実現に向け、地域のマテリアリティを明確化しました。その解決に取組むことを通じて、当社グループは「地域における圧倒的な存在感」の発揮を目指します。また、業務軸の深化・拡大、人的資本の最大化を通じて「当社グループ」の目指す姿を実現し、企業価値の向上を図ってまいります。

「地域」の目指す姿　経営目標

➢『街づくり・地域開発への関与件数』、『環境ファイナンス実行額』について、5年間累計目標を上方修正

10年後の求められる地域像のイメージ

活力ある地域
＝
持続的に発展する地域



県内総生産の維持・拡大

地域のマテリアリティ

- 人口減少の抑制
- 街づくり
- 観光立県としての成長
- 基幹産業である製造業の成長・再生
- 産業イノベーション
- 人的資本への投資
- DXの促進
- カーボンニュートラルへの対応

・・・特に注力すべき事項について、≪地域活性化指標≫を設定

当社グループの取組み（広島県内5年間累計）

- 変更なし　スタートアップ・ベンチャー支援件数 **800**件
- 変更なし　人材紹介の件数 **350**件
- 上方修正　街づくり・地域開発への関与件数 **270**件（120件）※
- 変更なし　観光業への投融資額 **1,300**億円
- 上方修正　環境ファイナンス実行額 **3,000**億円（1,800億円）※

※（　）内は見直し前の目標値

≪地域活性化指標≫

- 広島県の人口社会増減：減少幅縮小（2028年）
- 広島県の観光消費額：継続的な増加（2028年）
- 広島県の温室効果ガス排出量：継続的な削減（2028年度）

「当社グループ」の目指す姿　経営目標

➢国内市場金利の変化、ソリューション提供の充実等を踏まえ、経営指標『連結ROE』の2028年度目標を上方修正

地域において圧倒的な存在感を発揮

業務軸の深化・拡大　機能　＋　体制（人財）　人的資本の最大化

- ●金融・非金融面での高度なソリューション提供
- ●アライアンスを活用した幅広いサービスの提供
- ●グループ連携の一層の強化

- ●従事者一人ひとりの自律的なキャリア形成を組織的に支援（リスキリング等の人的資本投資の拡充）
- ●従事者一人ひとりが高いエンゲージメントを保有
- ●ベースアップを含めた継続的な処遇水準の見直し

企業価値向上

PBR（企業価値）＝ ROE × PER

≪経営指標（2028年度）≫

- 上方修正　連結ROE：**9.5%**以上（7%以上）※　当期純利益÷純資産
- 変更なし　連結自己資本比率：**11%**程度　自己資本の額÷リスクアセットの額
- 変更なし　連結BPS：**2,000円**以上　期末純資産÷期末発行済株式数（自己株式除く）

※（　）内は見直し前の目標値

「中期計画2024」の見直し ― 2028年度目標 ―

「中期計画2024」の策定時と比べ国内市場金利は大きく変化しており、今後も一定程度上昇することを織り込むなか、お客さまへのソリューションの提供をより一層充実させるとともに、有価証券ポートフォリオの再構築を進めることから、計画最終年度(2028年度)における「連結ROE」、「親会社株主に帰属する当期純利益」の目標を上方修正いたします。

＜見直し内容（2028年度）＞

	見直し前	見直し後
連結ROE	7%以上	→ 9.5%以上
親会社株主に帰属する当期純利益	450億円	→ 570億円

― 見直しの背景 ―

- 昨年公表した「中期計画2024」における金利シナリオは日本銀行政策金利0.1%としており、現状の市場環境と乖離が生じている。
- 市場環境の変化を踏まえるなか、日本銀行の政策金利が段階的に1.0%へ上昇するシナリオへの見直しを実施。

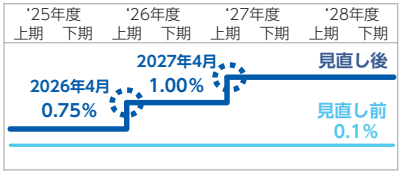

＜連結ROEの水準＞

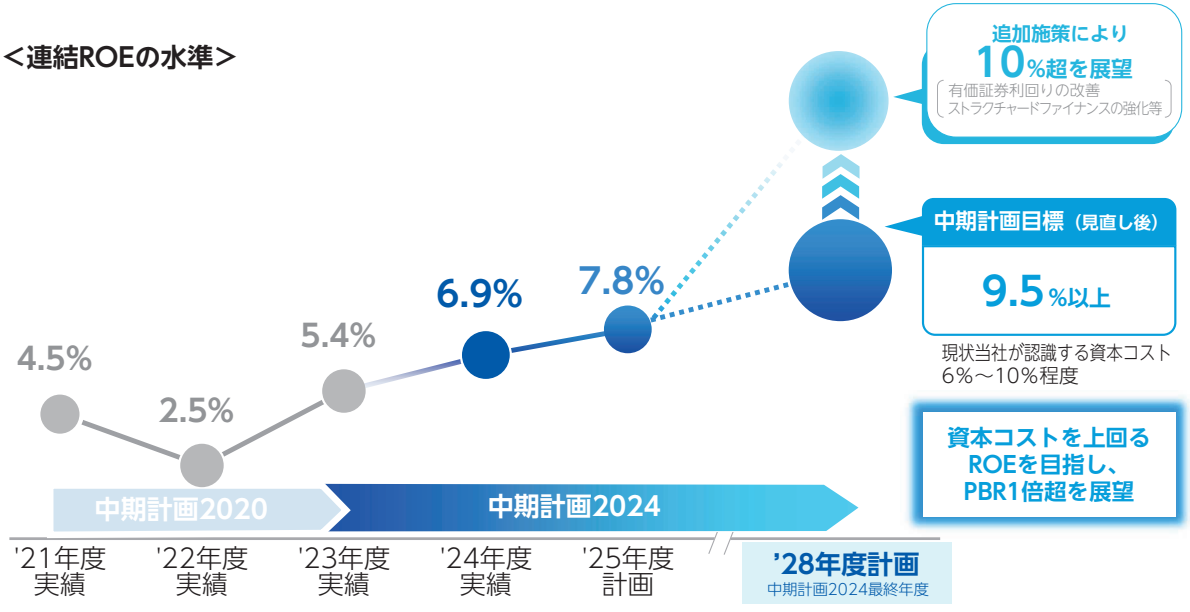

企業価値向上に向けて

RORAの改善と財務レバレッジコントロールにより、ROE9.5%以上を目指すとともに、中長期的な取組みを強化し、企業価値の向上を図ってまいります。

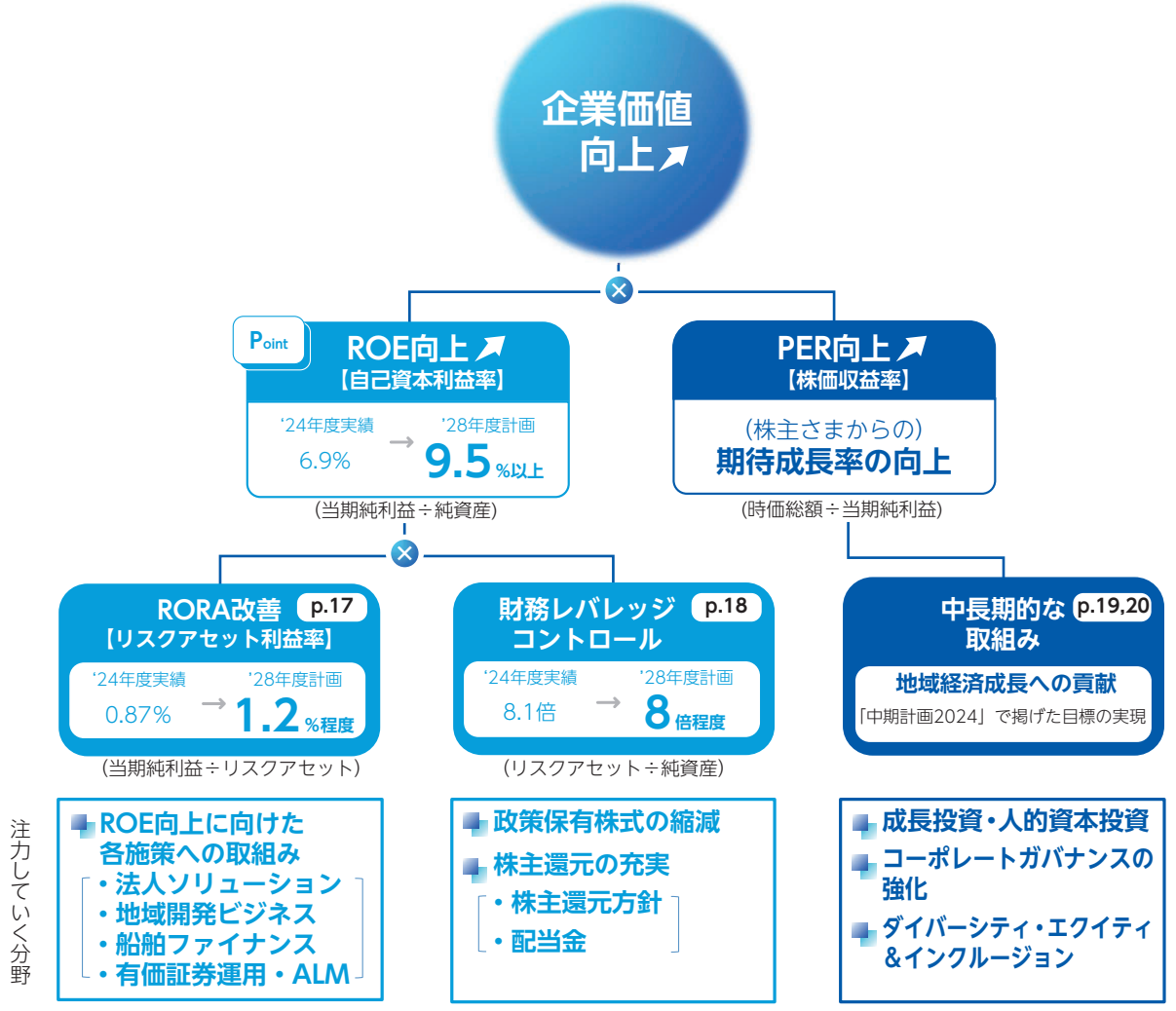

ROEの向上（RORAの改善）

中期計画最終年度（2028年度）にROE9.5%以上を実現するため、「当社グループの強みを活かしたビジネス展開」および「構造改革」を進め、RORAの約0.87%から約1.2%への改善に向け取り組んでまいります。

➢ 当社グループの「強み」を活かしたビジネス展開

注力分野		2023年度（中計スタート前）実績	2024年度 実績	2028年度 計画	主な取組み
法人ソリューション	関連収益	58億円	74億円	約110億円	当社グループの強みである事業性評価を起点とした、法人向けソリューション（M&A・事業承継支援等）の強化、および将来の核となる新規先の開拓。
	人員配置	72名	94名	160名	
地域開発ビジネス	関連収益	20億円	28億円	約40億円	ひろぎんエリアデザインが中心となり、地域開発案件の前段階から参画。広島県内では、ホテル・商業施設等の開発案件が多数進捗中で、今後も積極的に関与。
	人員配置	33名	35名	48名	
船舶ファイナンス	関連収益	103億円	123億円	約160億円	お客さまニーズに対応した柔軟なファイナンス、デジタル技術導入支援、船舶ファンドの活用およびJVによるエクイティ支援、海外進出支援等への対応。
	人員配置	31名	34名	43名	

➢ 「構造改革」を進める業務領域

注力分野		2023年度（中計スタート前）実績	2024年度 実績	2028年度 計画	主な取組み
有価証券運用・ALM	関連収益	65億円	125億円	約225億円	安定的かつ継続的に高い資金収益が確保できる有価証券ポートフォリオの構築による、有価証券残高2兆円程度および有価証券利回り1.1%超の実現。
	人員配置	45名	47名	52名	

ROEの向上（財務レバレッジコントロール）

＜政策保有株式の縮減＞

政策保有株式（みなし保有株式含む）については、発行体との対話を継続的に実施し、2029年3月末目標（計画最終年度）を連結純資産額の15%未満（時価ベース）とする中、縮減を図ってまいります。

政策保有株式の縮減推移

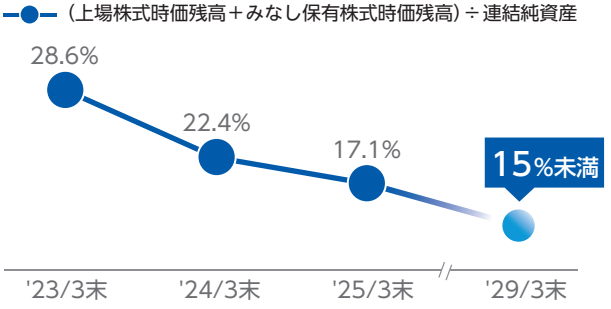

残高の状況

（単位：億円）

'年/月	時価残高※	簿価残高
'22/3末	1,386	383
'23/3末	1,430	310（▲73）
'24/3末	1,201	236（▲74）
'25/3末	**864**	**221（▲15）**

※有価証券報告書に記載される「みなし保有株式」含む。

＜株主還元の充実＞

■株主還元方針

配当		自己株式取得
配当性向40%程度とする中、安定的かつ持続的な増加を基本とした配当の実施	＋	連結自己資本比率11%程度を目処に、機動的な自己株式取得を実施

■配当金

当社は、定款の規定により、2025年5月12日開催の取締役会において、次のとおり決議しましたので、お知らせいたします。

1 **期末配当金**
1株当たり24円50銭

2 **効力発生日（支払開始日）**
2025年6月4日

※中間配当（1株当たり23円50銭）と合わせて、年間配当は1株当たり48円となります。

＜2024年度実績＞ ■配当性向 40.5% ■総還元性向 51.7%

PERの向上（中長期的な取組み）

＜成長投資・人的資本投資＞

DXを中心とした「成長投資」、戦略的な人員配置を実現するための「人的資本投資」の拡充により、経営基盤の強化を図ってまいります。

■「中期計画2024」の考え方



■グループ子会社の人事制度改定（広島銀行、ひろぎん証券、ひろぎんリース、ひろぎんITソリューションズ）

当社グループが求める人財について、その最大化（人財の確保、能力発揮に向けた育成・活躍支援、定着）を図ることが理想の実現に向けて必要不可欠と考えております。
この目的を達成するため、グループ傘下4社を対象として、2025年度に人事制度を大幅に改定します。
4社合計の年間の総投資額は約25億円となり、賞与を含めた年間の賃上げ率は10%程度となる見込みです。

【当社グループの求める人財と人事制度改定のポイント】

専門性とマネジメント能力を持ち合わせたゼネラリスト
業務範囲を定めずジョブローテーションを通じて幅広くキャリアを形成する人財を**ゼネラリスト**と位置付け

求める人財

ソリューションを生み出すスペシャリスト
特定の業務分野・事業領域で集中的にキャリアを形成する人財を**スペシャリスト**と位置付け

求める人財の最大化		主な改定の内容と狙い	
求める人財の確保	• 新卒採用（改定対象の４社で実施）の継続的な対応 • キャリア採用の強化・拡充	• **初任給引上げ** • **若手層の処遇水準引上げ** • **勤務制度・体系の見直し**	• グループ全社として必要な人財の確保 • 若手層処遇水準、勤務体系等の各社間の差異を縮小し、**グループ一体感・モチベーションの向上と人財交流の活性化**を促進
求める人財の育成活躍促進	• 意向に応じたキャリアパス形成、挑戦機会付与 • 各社の事業内容に応じた職務遂行能力向上と処遇への反映	• **コース区分制度の改定** • **職能資格制度の改定**	• 各社の事業実態に応じた職位や資格毎の人財要件、スキルレベルの可視化 • 適性や能力に応じた**柔軟な配置**の実現
求める人財の定着	• 各社の業務実態や職務に応じた納得度の高い処遇体系 • 社員が安心して働ける職場環境や制度の整備	• **職務等級制度の導入** • **先任職員制度の廃止** • **福利厚生としての諸手当拡充**	• 全社的な**ウェルビーイング**実現

PERの向上（中長期的な取組み）

＜コーポレートガバナンスの強化＞

選任議案が承認可決された場合、取締役会の構成および社外取締役比率は以下の通りとなる予定です。
今後も一層のコーポレートガバナンスの強化を企図し、社外取締役比率50%以上を目指し取り組んでまいります。

【選任議案が承認可決された場合の取締役会構成】

取締役(社内)	5名
取締役(社外)	2名（内 女性1名）
取締役監査等委員(社内)	1名
取締役監査等委員(社外)	3名（内 女性1名）
計	11名（内 女性2名）

＜取締役会構成＞

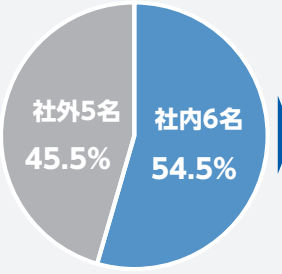

今後目指す水準

社外取締役比率
50%以上

＜ダイバーシティ・エクイティ＆インクルージョン＞

女性の積極登用・活躍支援

（女性活躍関連目標）

項目	2025年4月1日（実績）	2030年度（目標）
女性取締役比率	18%※	30%以上
女性管理職比率	12%	25%程度

※ 選任議案が承認可決された場合の女性取締役比率も、18%となる予定（2/11名）

両立支援

（男性の育児休業取得）

➢2024年度に配偶者が出産した従事者全員が育児休業を取得

障がい者の雇用促進

（障がい者雇用比率）

2025年4月1日時点 **2.8%**※ ▶ 目標 **3.0%**

※ 2025年4月1日時点の法定雇用率2.5%

(ご参考)
取締役のスキル・マトリックス

社内取締役

氏　名	性　別	地　位	経験を有する分野			
			経営戦略・サステナビリティ	法務・リスク管理	営業戦略	DX・IT・システム
池 田 晃 治	男性	取締役会長（代表取締役）	●	●	●	●
部 谷 俊 雄	男性	取締役社長（代表取締役）	●	●	●	●
清 宗 一 男	男性	取締役専務執行役員	●	●	●	
横 見 真 一	男性	取締役専務執行役員	●		●	
廣 江 裕 治	男性	取締役専務執行役員	●		●	●
青 木 龍 一	男性	取締役（監査等委員）		●	●	

社外取締役

氏　名	性　別	地　位	特に期待する分野			
			企業経営・サステナビリティ	経済・金融	財務・会計	DX・IT・システム
新 免 慶 憲	男性	取締役		●		
松 村 はるみ	女性	取締役	●			
谷　　宏 子	女性	取締役（監査等委員）			●	
北 村 俊 明	男性	取締役（監査等委員）				●
大 隈 郁 仁	男性	取締役（監査等委員）	●			

（注）上記一覧表は、各取締役が有する全ての知識・経験・能力等を表すものではありません。

(ご参考)

社外取締役の独立性判断基準

1．当社において、独立性を有する社外取締役とは、会社法第２条第15号に定める社外取締役としての要件および東京証券取引所の定める社外取締役の独立性の基準を充足するとともに、現在または最近において、次の（1）から（6）のいずれの要件にも該当しない者とする。

（1）当社の主要株主またはその業務執行取締役もしくは執行役または支配人その他の使用人（以下「業務執行取締役等」という。）

（2）当社グループを主要な取引先とする者またはその業務執行取締役等

（3）当社グループの主要な取引先またはその業務執行取締役等

（4）当社グループから、多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法人・団体等である場合は、当該法人・団体等に所属する者を含む。）

（5）当社グループから、多額の寄付等を受けている者またはその業務執行者

（6）次に掲げる者（重要でない者は除く）の近親者

（イ）上記（1）から（5）に該当する者

（ロ）当社グループの取締役・執行役員・その他使用人等の業務執行者

※上記における各用語については、次のとおり定義する。

①最近	実質的に現在と同視できるような場合をいい、例えば、社外取締役として選任する株主総会の議案の内容が決定された時点において該当していた場合等を含む。
②主要株主	直接または間接に10%以上の議決権を保有する者
③主要な	直近事業年度の連結売上高（当社グループの場合は連結業務粗利益）の２%以上を基準に判定する。
④多額	過去３年平均で、年間1,000万円以上
⑤重要でない者	「会社の役員・部長クラスの者や会計事務所・法律事務所等に所属する者については、公認会計士や弁護士等」ではない者
⑥近親者	配偶者および二親等内の親族

2．上記（1）から（6）に定める要件に形式的に該当しない場合であっても、総合的に判断した結果、独立性に疑義がある場合には独立性を否定することがある。また、上記（1）から（6）のいずれかに該当する場合であっても、当該人物の人格、識見等に照らし、当社の独立性を有する社外取締役としてふさわしいと当社が考える者については、当社は、当該人物が会社法上の社外取締役の要件および東京証券取引所の定める独立役員の基準を充足し、かつ、当該人物が独立性を有する社外取締役としてふさわしいと考える理由を対外的に説明することを条件に、当該人物を当社の独立性を有する社外取締役候補者として選任することもある。

第５期（2024年４月１日から2025年３月31日まで）事業報告

１　当社の現況に関する事項

(1) 企業集団の事業の経過及び成果等

〔企業集団の主要な事業内容〕

当社グループは、銀行持株会社である当社及び株式会社広島銀行（以下、「広島銀行」といいます。）を含む連結子会社12社及び持分法適用関連会社１社から構成される企業集団であり、広島県を中心とした地元４県（岡山県、山口県、愛媛県）を主要な地盤として、銀行業務に加え、証券業務、リース業務、投資業務、IT関連業務、クレジットカード・信用保証業務、各種コンサルティング業務等を通じて、地域の皆さまに金融分野、非金融分野も含めた総合サービスを提供しております。

〔金融経済環境〕

2024年度のわが国経済は、海外経済が底堅く推移する中、輸出や生産は横這い圏内の動きにとどまったものの、企業収益の改善を背景に設備投資が増加し、所得環境の改善の中で個人消費が持ち直すなど、全体として緩やかな回復基調を辿りました。この間、日本銀行は利上げを実施するなど、金融政策の正常化に向けた動きが進展しました。

ただし、米国の関税政策に伴う内外景気の下振れやウクライナや中東情勢などの地政学リスクに起因した資源価格の変動、物価上昇に伴う消費者マインドの慎重化など、先行きの不透明感は強まっています。

当地方の経済は、主力の自動車産業を中心に輸出や生産が弱含んだものの、設備投資が堅調に推移し、インバウンドの下支えの中で、個人消費も全体として持ち直すなど、緩やかながら回復基調を辿りました。

〔企業集団の事業の経過及び成果〕

当社グループでは、グループ一体経営及びグループ内連携を更に強化するとともに、グループ各社の特長・強みを活かす中、「地域・お客さまの成長・発展に向けた取組み」及び「当社グループの経営基盤の強化に向けた取組み」並びにこれらの取組みに向けた「当社グループ・お客さま・地域における変革への取組み」により、当社グループのパーパス（存在意義）『幅広いサービスを通じて、地域社会と共に、「未来を、ひろげる。」』の実現を図っております。

また、当社グループのパーパスの実現に向けた目指す姿を社内外に明確に示すため、経営理念（経営ビジョン）を「お客さまに寄り添い、信頼される＜地域総合サービスグループ＞として、地域社会の豊かな未来の創造に貢献します」としております。

このパーパス・経営理念の実現に向け、当社グループでは、2024年４月から2029年３月までを計画期間とする「中期計画2024」（以下、「中期計画」といいます。）を策定しております。2024年度は、中期計画のスタートとなる重要な年度として、ポテンシャル（経済規模・成長機会等）のある広島を中心とした地元４県マーケットにおいて、業務軸及び顧客軸の深化・拡大を図るとともに、地域社会・お客さまのあらゆる課題の解決に徹底的に取り組み、地域の発展に積極的にコミットするため、各種取組みを進めてまいりました。また、このような取組みを通じて「SDGs」の達成への貢献を図ってまいりました。

加えて、当社グループでは、マーケットインの徹底に向け、お客さま本位の業務運営（フィデューシャリー・デューティー）を実践する中、お客さまとのリレーションの深化・拡大を進め、グループ連携の一層の強化を通じた幅広いソリューション提供により、お客さまの成長への貢献を図っております。

中期計画に係る具体的な取組みは以下のとおりです。

①地域・お客さまの成長・発展に向けた取組み

（地域活性化に向けた取組み）

現在、地域における人口の減少や中小企業の後継者不足など、多くの問題が顕在化しており、地域社会の構造的な課題の解決が求められる状況となっております。

そうした中、当社グループでは、地域社会の構造的な課題の解決に資するコンサルティング子会社であるひろぎんエリアデザイン株式会社による地域活性化に向けたコンサルティング業務を推進しております。引き続き、地方公共団体や関係団体等とのリレーションを一層深め、「呉駅前再開発」や「音戸の瀬戸公園活用事業」へ関与するなど、「まちづくり」へ積極的に参画するとともに、地域社会の根本的な課題解決に向けた取組みをより一層強化してまいります。

また、中期計画における「地域・お客さまの成長・発展に向けた取組み」の一環として、お客さまの生活を豊かにするライフプランをトータルサポートするために、保養所施設「レゾナンス宮島」の跡地において、コンサルティング施設の新設を検討中であるとともに、広島県が策定する「ひろしま観光立県推進基本計画」にある「オール広島の体制づくり」の取組みに協力し、世界遺産である宮島を擁する廿日市市の観光振興及び地域の活性化に貢献するため、当地の立地特性を活かした有効活用として、ヒルトンが運営するホテルも新設される予定となっております。

加えて、地域の雇用維持・創出に向けて、地元のお客さまに対し貸出金にとどまらないエクイティ性資金を出資するなど、事業承継や事業再生支援を積極的に実施したほか、オープンイノベーション（事業共創）による地域活性化と県内企業の持続的成長及び発展を目的とした、広島県内企業とスタートアップのマッチングイベント「TSUNAGU広島 2024」を開催いたしました。

更に、地域が持続的により発展していくためには、広島を「働く場所」としてより魅力的な県にしていく必要があることから、組織の枠を超えて人がつながり、誰もが自分らしく働くことのできる魅力的な職場を広島で増やしていくことを目的として、2024年５月より、地元企業ネットワーク「HATAful（はたフル）」を、中国電力株式会社・マツダ株式会社・広島県と共に始動させました。今後、さまざまな施策を具体化し、実現させていくとともに、本プロジェクトの趣旨にご賛同いただける広島県内の企業の皆さまにも、活動の輪を広げてまいります。

（法人のお客さまへの取組み）

法人のお客さまに対しては、その事業の発展に貢献するため、広島銀行が強みとする事業性評価を軸とした強固なリレーションに基づき、お客さまの多様なニーズの把握に努めるとともに、把握したニーズに対し金融にとどまらないグループソリューションの提供を実施いたしました。特に、広島銀行においては、原油価格・物価高騰等の影響を受けられたお客さまに対して、営業店と本店部の連携による資金繰り支援や各種補助金等の活用サポートに加え、本業支援強化などの総合的な伴走型支援を強化するため、広島銀行融資部内に「経営サポート室」を新設いたしました。

また、サステナビリティを巡る課題解決に向けたソリューションの充実・強化を図っております。具体的には、広島銀行にて、グループ機能とアライアンスの活用により、カーボンニュートラル対応に係る啓発と実践までを支援する「カーボンニュートラル対応支援コンサルティング」に取り組むとともに、「〈ひろぎん〉SDGs取組支援サービス」、「〈ひろぎん〉ポジティブ・インパクト・ファイナンス」やひろぎんリース株式会社の専門的なソリューションの提供により、お客さまのグリーン化設備の導入ニーズなどに積極的に対応いたしました。

加えて、デジタル・トランスフォーメーションが急速に進展する中で、IT関連分野におけるお客さまニーズに対し、ひろぎんITソリューションズ株式会社によるITコンサルティングを通じたソリューションの提供に取り組むとともに、デジタル技術の活用にあわせ増加しているサイバー攻撃へのリスクマネジメント強化や社員教育・管理体制の整備を支援するため、サイバーセキュリティトレーニング施設「CYBERGYM 広島アリーナ」を開設し、経営課題の解決に取り組んでおります。

更に、現在、地域の中小企業経営者が抱えている人材確保に関する経営課題に対し、地元企業との合弁で設立した「ひろぎんワールドビジネス株式会社」にて、外国人材の受入による支援を行うとともに、働き方改革等の人事労務に関する経営課題に対し、ひろぎんヒューマンリソース株式会社による人事労務に関するコンサルティングを積極的に実施いたしました。

（個人のお客さまへの取組み）

個人のお客さまに対しては、ライフプランに沿ったあらゆるニーズにトータルでお応えするため、「〈ひろぎん〉ライフデザインサービス」を起点とし、広島銀行やひろぎん証券株式会社を中心に、新しいNISA制度への対応など、お客さまのライフプランに則ったゴールベース資産管理型ビジネスを展開しております。

また、近年、資産所得倍増プランや新NISA開始等により若年層を含む投資の裾野が急速に拡大しており、人生100年時代へ向けた資産形成の手法や金融リテラシーの浸透、資産形成に関するより専門的なアドバイスの必要性が一層高まっていることから、ひろぎんライフパートナーズ株式会社にて、楽天証券・SBI証券や保険会社と連携のうえ資産形成セミナーを定期的に開催し、ネット証券で口座をお持ちの方やこれまで接点を持てなかったお客さまと対面接点（オンライン面談含む）を持ち、面談を通じて資産運用や資産形成に関するお悩みの解決に取り組んでおります。

加えて、急速に進展するデジタル化への対応として、2020年からデジタルプラットフォームやフィンテックに強みを持つ楽天グループのサービスと連携しておりますが、お客さまの利便性と満足度の向上を図るため、2024年11月より、広島銀行において、楽天カード株式会社と連携し、「ひろぎん楽天カード」の発行を開始いたしました。

（店舗・チャネルに係る取組み）

デジタルチャネルへの移行、キャッシュレスの進展やコロナ禍によるお客さまの行動変化を受け、リアルチャネル（店舗）やデジタルチャネルの在り方も変化してきております。そのような中、当社グループでは、リアルチャネルとデジタルチャネルの融合を図りながら、グループ一体となって、業務軸及び顧客軸の深化・拡大による「地域総合サービス」の展開を支えるチャネルの構築を進めております。

広島銀行のリアルチャネルにおいては、「生活に溶け込んだワンストップでの金融サービス提供」と「コミュニティ拠点としての賑わい創出を実現する」新たなスタイルの店舗として広島東支店を移転しました。商業施設利用の合間でも来店していただきやすいよう、ロビーをフリーエリアとしたほか、コミュニティルーム（会議室）において、当社グループのお客さま向けセミナーや中国新聞文化センターのカルチャースクール等を実施しております。

また、平日の来店が難しい個人のお客さまでも、土日も含め、ローン・保険・資産運用（NISA）など、幅広いご相談が可能な拠点として、「〈ひろぎん〉ライフコンサルプラザ」を開設いたしました。

加えて、デジタルチャネルにおいては、個人のお客さま向けの「ひろぎんアプリ」や法人のお客さま向けの「〈ひろぎん〉ビジネスポータル」の機能拡充を進める等、引き続き利便性の維持、向上を進めております。

②当社グループの経営基盤の強化に向けた取組み

（人的資本投資に係る取組み）

持続可能な成長を支える強い組織づくりにおいては、当社グループの全職員が、その能力や専門性を遺憾なく発揮し、高いモチベーションとエンゲージメントを持ち、いきいきと働ける組織づくりが重要になります。そこで、当社グループでは、中期計画の実現に向け、最大の財産である従業員の能力発揮の促進とウェルビーイングの実現及びグループ経営の一層の高度化を企図し、グループ子会社の人事制度を抜本的に改定することといたしました。

また、従業員の経営参画意識を高めるとともに、資産形成を促進する福利厚生制度の拡充を図ることなどを目的に、従業員インセンティブ・ プラン「従業員持株ESOP信託」を導入していることに加え、各従事者の能力向上に向け、各種研修の実施やリスキリング支援強化、外部トレーニーへの派遣による人財育成など、積極的に人的資本投資を実施したほか、中期計画で定めた注力分野を強化する観点から、77名の戦略的な人員の配置転換を実施いたしました。

加えて、意思決定層における多様性の実現は、当社グループが掲げる重要な成長ドライバーであり、早急に女性マネジメント職比率を上げていく必要があることから、女性活躍関連目標を定めていることに加え、異業種からの専門性の高いキャリア人財の採用を実施しております。

更に、グループ全体で積極的に障がい者雇用に取り組み、「人生の充実感・働きがいを感じてもらえる職場づくり」を目指し、ひろぎんビジネスサービス株式会社にて、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく「特例子会社※」の認定を取得しており、障害者雇用の促進及び雇用の安定に関する取組みの実施状況が優良な中小事業主を、厚生労働大臣が認定する制度である「もにす認定」を取得しております。

（※）「特例子会社」とは

障がい者雇用率制度において、障がい者の雇用機会の確保は個々の企業ごとに義務付けられています。

その特例である「特例子会社」制度では、障がい者の雇用の促進及び安定を図るため、事業主が障がい者の雇用に特別の配慮をした子会社を設立し、一定の要件を満たす場合には、その子会社に雇用されている労働者を親会社に雇用されているものとみなして、実雇用率を算定できるとしています。

（リスクアペタイト・フレームワークへの取組み）

当社グループでは、リスクアペタイト・フレームワークを導入しており、リスク・アセット対比の収益性を重視した経営に向け、グループ各社にリスク・アセットベースでの資本配賦を実施いたしました。

③当社グループ・お客さま・地域における変革への取組み

（グループ全体のSX・DX・AXへの取組み）

当社は、2024年４月からスタートした中期計画において、「地域・お客さまの成長・発展に向けた取組み」及び「当社グループの経営基盤の強化に向けた取組み」を実現するためのドライバーとして「SX（サステナビリティ・トランスフォーメーション）」、「DX（デジタル・トランスフォーメーション）」及び「AX（アライアンス・トランスフォーメーション）」を掲げ、社会課題の解決及び当社グループの持続的成長に向けて取り組んでおります。そうした中、気候変動やDE&I（ダイバーシティ・エクイティ＆インクルージョン）等に係る開示・取組内容の拡充・高度化を図るため、「サステナビリティ統括部」を設置し、あわせて、当社グループ内における各事業部門のDX企画の統括部署として、「DX統括部」を設置しております。

具体的には、「SX」の取組みとして、カーボンニュートラルでは、お取引先企業とのエンゲージメントに注力するとともに、地域中核企業や自治体との連携・協働の取組みも進めております。DE＆Iについては、2024年５月からスタートさせた、地元企業ネットワーク「HATAful（はたフル）」の活動を通じて、働く場としての広島の魅力を高める方策について議論を重ね、多様な人財が多様な働き方で活躍できるサステナブルな社会へとつなげてまいります。

また、「DX」の取組みとして、広島銀行において、2024年６月にビジュアル分析プラットフォーム「Tableau」を導入し、データ利活用の全社的推進及び意思決定への活用を進めております。今後、本店部のデータ集計業務等の効率化を図り、経営状況の迅速な把握や判断・アクションの高度化を実現するなど、業務の変革を更に進めてまいります。加えて、全社的に生成AIの業務への活用を促進しており、より一層業務効率化を進めてまいります。

加えて、「AX」の取組みとして、山陽地域（以下、「本地域」といいます。）における、サステナビリティの向上や持続可能な地域社会の実現に向け、環境・社会課題の解決や地元の主要産業への支援等で協力・協業することで、本地域の更なる活性化を進めるため、株式会社ちゅうぎんフィナンシャルグループと「山陽地域のサステナビリティ推進に向けたパートナーシップ協定」を締結いたしました。

このような取組みの結果、2024年度の業績につきましては、以下のとおりとなりました。

【当社グループの連結業績と主要勘定期末残高】

当社グループの連結業績につきましては、連結経常収益は、貸出金利息及び有価証券利息配当金の増加により資金運用収益が増加したことから、前年度比153億円増加の2,013億円となりました。連結経常費用は、資金調達費用や営業経費が増加したものの、貸倒引当金繰入額の減少によりその他経常費用が減少したことから、前年度比28億円減少の1,491億円となりました。その結果、連結経常利益は前年度比180億円増加の521億円、親会社株主に帰属する当期純利益は前年度比82億円増加の358億円となり、過去最高益となりました。

主要勘定の期末残高につきましては、貸出金が前年度末比2,454億円増加の7兆9,345億円、預金等（譲渡性預金を含む）が前年度末比751億円増加の９兆4,372億円となりました。

【株主還元】

当社は、地域総合サービスグループとして地域社会やお客さまのあらゆる課題解決に徹底的に取り組み、地域の持続的成長に貢献していくため、株主還元とともに内部留保の充実にも意を用い、親会社株主に帰属する当期純利益に応じた配当を実施してまいります。

また、内部留保につきましては、収益力強化に向けた資本活用（地域課題解決・地域の持続的成長に向けた成長投資、人的資本への投資拡充等）とのバランスをとり運用することで、経営基盤の拡充や経営体質の一層の強化を図ってまいりたいと考えております。

「配当」

利益成長を通じた１株当たり配当金の安定的かつ持続的な増加を基本とし、配当性向を40％程度といたします。

「自己株式取得」

連結自己資本比率11％程度を目処とし、その水準を踏まえ、業績動向や市場環境等を総合的に考慮したうえで機動的に実施いたします。

当社の配当は、取締役会で決議される中間配当及び期末配当の年２回を実施しております。

なお、当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により剰余金の配当等会社法第459条第１項各号に掲げる事項を決定することができる旨を定款で定めております。これは、株主への安定的な利益還元を目的とするものであります。

この方針に基づき2024年度は、１株につき24円50銭の期末配当の実施を決議いたしました。これにより、中間配当（１株につき23円50銭）と合わせて、年間配当は１株につき48円00銭となりました。

【広島銀行の業績と主要勘定期末残高】

広島銀行の業績につきましては、経常収益は、貸出金利息及び有価証券利息配当金の増加により資金運用収益が増加したことから、前年度比144億円増加の1,686億円となりました。経常費用は、資金調達費用や営業経費が増加したものの、貸倒引当金繰入額の減少によりその他経常費用が減少したことから、前年度比18億円減少の1,209億円となりました。その結果、経常利益は前年度比163億円増加の477億円、当期純利益は前年度比64億円増加の329億円となりました。

主要勘定の期末残高につきましては、貸出金が前年度末比2,385億円増加の７兆9,842億円、預金等（譲渡性預金を含む）が前年度末比724億円増加の９兆4,719億円となりました。

今後も当社が中心となって、グループ連携強化によるグループシナジーの発揮及びグループガバナンスの高度化を図ってまいります。

〔対処すべき課題〕

2025年度に入り、米国の大幅な関税見直しをはじめ、世界経済に多大な影響を及ぼす政策変更が相次ぎ、景気の先行きや市場の動向が見通せない状況が続いています。また、これまで進展してきた脱炭素社会の実現やDE&Iの推進といった潮流に対しても、一部で巻き戻しの動きが見られるなど、社会全体が大きな転換期を迎えています。まさに、予測困難で変動性の高い「VUCA（Volatility, Uncertainty, Complexity, Ambiguity）」の時代にある今、地域を取り巻く環境は刻々と変化しており、お客さまのニーズや課題もますます多様化・複雑化しています。

こうした状況に対応していくため、当社グループは「地域総合サービスグループ」として、金融分野にとどまらず、非金融分野においても多角的なソリューションを提供する体制を構築し、お客さまの多様なニーズにお応えすべく、「総合力」の強化に向け、グループ一丸となって取り組んでおります。

当社は、2024年４月から2029年３月までを計画期間とする「中期計画2024」をスタートしました。「地域の成長なくして、当社グループの成長なし」との考えのもと、10年後の地域のあるべき姿と当社グループが目指す姿を明確にし、そこからバックキャスティングして前半５年間の取組みを定め、さまざまな施策を展開しております。

「中期計画2024」の２年目となる2025年度においても、地域社会及びお客さまが抱える多様な課題に真摯に向き合い、地域経済の持続的な発展に貢献することを当社グループの最重要使命と位置づけ、以下の取組みに一層注力してまいります。

①価値創造に向けた取組み

当社グループは、お客さま一人ひとりの悩みやニーズに即したきめ細やかなサービスの提供を通じてお客さまの信頼に応えていく「お客さま本位の業務運営」をすべての基本とし、「活力ある地域の実現」、「お客さまの成長・発展」への取組みを通じて「ひろぎんグループ」の価値向上を目指しております。

具体的には、行政や地元企業との連携をさらに深め、地元企業やスタートアップ企業とのマッチングを通じて新しい産業の創出に取り組むほか、地域開発案件に計画段階のみならず、その前段階から関与することで地域における新たな価値創出に主体的に取り組んでまいります。

法人のお客さまに対しては、グループの中核企業である広島銀行、投資専門子会社のひろぎんキャピタルパートナーズ株式会社を中心に、資金仲介機能を発揮し、地元産業の育成やお客さまの成長に資する投融資を推進してまいります。2024年に設立したシンガポール現地法人「HIROGIN GLOBAL CONSULTING PTE. LTD.」では、お客さまの海外進出や現地での販路拡大等、幅広い海外ビジネスの支援に注力しております。また、地元企業との合弁で設立した「ひろぎんワールドビジネス株式会社」では、お客さまの人材不足の解消に向けて外国人労働者の受入支援サービスを開始しました。今後もお客さまの幅広いニーズにお応えするため、非金融分野におけるソリューションの深化・拡大を進めてまいります。

個人のお客さまに対しては、お客さまが銀行に求める機能が多様化する中、ひろぎんポイントサービスやひろぎん楽天カードといった商品・サービスの拡充により利便性向上を進めてまいります。また、広島銀行の各店舗を中心とした対面でのコンサルティング機能の強化に加えて、ひろぎんアプリを中心とするデジタルチャネルを一層拡充することで、お客さま満足度の向上に努め、お客さまから選んでいただける企業を目指してまいります。

②経営基盤強化に向けた取組み

当社グループにおいて「人財」は最も重要な経営資源です。人財の成長を通じた組織の成長・発展に向け、各種研修やリスキリング支援強化、外部トレーニーへの積極的な派遣による人財育成等の人的資本投資を一層強化してまいります。また、多様な人財がそれぞれの能力を最大限に発揮できる適材適所の配置を実現するため、若年層の処遇水準の引上げや勤務体系の見直し等による各子会社間の処遇の差異縮小、年次や年功によらない昇格・昇進等、人事制度を抜本的に改定することといたしました。

また、DXを中心とした積極的な成長投資に加え、生産性の高い組織の構築に向けたデジタル技術・IT・AIの活用による業務プロセスの見直しを実施するとともに、広島銀行におけるMEJAR基幹系システム※への移行（2031年１月稼働予定）に向けて厳格なプロジェクト管理を進めてまいります。

③各種X（トランスフォーメーション：変革）への取組み

当社グループは、持続的な成長を実現するために、３つのX：トランスフォーメーションへの取組みを強化しております。

サステナビリティ・トランスフォーメーション（SX）では、カーボンニュートラルへの取組みとして、当社グループのカーボンニュートラルを推進するとともに、地域の基幹産業である船舶・自動車セクターに対するエンゲージメントを一層強化するほか、行政や他業態とのアライアンス強化を通じて、地域全体での脱炭素化を支援してまいります。また、当社グループのDE＆Iへの取組みとして、性別、年齢にとらわれない配置・登用を進めることで、2030年度には女性管理職比率25%程度を目指してまいります。加えて、地域のDE＆I推進に向け、地元企業ネットワーク「HATAful」の拡大による越境交流を通じて地元企業の魅力ある働き方の実現に貢献してまいります。

デジタル・トランスフォーメーション（DX）では、生成AI等の先進的なデジタル技術の活用や、DX人財の育成により、新たな価値を提供し続ける組織への変革を進めてまいります。お客さまのIT・DX化ニーズにお応えするため、広島銀行では「DXコンサルティングライン」を新設し、ひろぎんITソリューションズ株式会社と連携して適切なソリューションを提供してまいります。また、現在導入検討を進めている次期営業支援システムでは、各種データの利活用により、グループ各社が連携してお客さまに対して適切なタイミングで最適なご提案ができる体制を構築してまいります。

アライアンス・トランスフォーメーション（AX）では、2025年３月に株式会社ちゅうぎんフィナンシャルグループと「山陽地域のサステナビリティ推進に向けたパートナーシップ協定」を締結しました。同協定を通じて、隣接した地域の共通課題であるカーボンニュートラルやDE＆I、自動車をはじめとした製造業への支援等、サステナビリティ分野における取組みを同社と連携して進めてまいります。また、楽天グループとの連携をはじめ、業務軸の深化、拡大に向けて他社との連携についても引き続き積極的に検討していく方針です。

2024年の日本銀行によるマイナス金利政策の解除に始まるマーケット環境の大きな変化を踏まえ、今般、「中期計画2024」の収益性の経営指標である連結ROEを見直しました。連結ROEについては、金利の上昇による利益水準の向上を踏まえ、見直し前の目標である7.0％を大きく上回り、2028年度には9.5％以上を目指してまいります。また、収益力向上と資本効率の改善を図るとともに、株主還元とのバランスの取れた経営を進めることにより、2028年度の連結BPS2,000円以上を確保してまいります。株主還元に関しましては、配当性向40％程度をベースとし、「連結自己資本比率11％程度」を目処とする中、業績動向や市場環境等を総合的に考慮したうえで、機動的な自己株式取得を実施してまいります。

こうした取組みを通じて持続的な企業価値の向上を図り、早期に連結PBR１倍以上を達成するとともに、金融分野のみならず、非金融分野を含めたあらゆるニーズにお応えできる〈地域総合サービスグループ〉として、ステークホルダーの未来をひろげてまいります。

（※）「MEJAR」とは

「Most Efficient Joint Advanced Regional banking-system(最も効率的な先進的地方銀行共同システム)」の略。2022年11月、クラウド化を志向した次世代基幹系システムの構築に向け、株式会社横浜銀行、株式会社北陸銀行、株式会社北海道銀行、株式会社七十七銀行、株式会社東日本銀行及び株式会社エヌ・ティ・ティ・データとの間で2010年１月から稼働を開始している共同利用システム（MEJAR）に参加し、６行によるシステム共同利用に向けた詳細検討を行うことで基本合意を実施。

(2) 企業集団及び当社の財産及び損益の状況

イ　企業集団の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
経常収益	146,085	160,234	186,071	201,368
経常利益	27,070	18,780	34,151	52,176
親会社株主に帰属する当期純利益	22,906	12,508	27,691	35,835
包括利益	△12,817	10,235	52,066	△13,311
純資産額	496,200	498,604	535,249	504,636
総資産	11,603,909	11,496,027	12,790,381	12,131,905

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

ロ　当社の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
営業収益	9,903	17,837	21,702	24,591
受取配当額	8,160	15,832	19,281	21,723
銀行業を営む子会社	7,000	14,200	18,800	19,600
その他の子会社	1,160	1,632	481	2,123
当期純利益	8,205	15,827	19,251	21,809
1株当たり当期純利益	円 銭 26 42	円 銭 50 92	円 銭 62 79	円 銭 72 10
総資産	448,976	457,008	463,379	467,660
銀行業を営む子会社株式等	424,909	424,909	424,678	424,678
その他の子会社株式等	15,584	20,669	24,110	24,114

(注) 1．記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2．1株当たり当期純利益は、当期純利益を期中の平均発行済株式数（自己株式数を控除した株式数）で除して算出しております。

(3) 企業集団の使用人の状況

	当年度末		
	銀行業	リース業	その他の事業
使用人数	2,846人	103人	740人

(注) 使用人数には、臨時雇員及び嘱託を除く就業人員数を記載しています。

(4) 企業集団の主要な営業所等の状況

イ 銀行業

株式会社広島銀行

① 営業所数

	当年度末	
広島県	104店	うち出張所 (4)
岡山県	10	(—)
山口県	6	(—)
島根県	1	(—)
愛媛県	6	(—)
福岡県	2	(—)
兵庫県	2	(—)
大阪府	1	(—)
愛知県	1	(—)
東京都	1	(—)
国内計	134	(4)
海外	—	(—)
合計	134	(4)

（注）上記のほか当年度末において、店舗内店舗方式の支店・出張所、駐在員事務所、代理店を次のとおり設置しております。

	当年度末
店舗内店舗方式の支店・出張所	23店
駐在員事務所	3ヵ所
代理店	1ヵ所

② 当年度新設営業所

該当ありません。

③ 銀行代理業者の一覧

氏名又は名称	主たる営業所又は事務所の所在地	銀行代理業以外の主要業務
iBankマーケティング株式会社	福岡県福岡市中央区西中洲6番27号	情報処理・情報通信サービス業

ロ その他の事業

会社名	主要な営業所
株式会社ひろぎんホールディングス	本社（広島市）

上記以外のその他の事業の営業所等の状況につきましては、「(6) 重要な親会社及び子会社等の状況、ロ 子会社等の状況」をご参照ください。

(5) 企業集団の設備投資の状況

イ　設備投資の総額

(単位：百万円)

	銀行業	リース業	その他の事業	合計
設備投資の総額	6,965	825	492	8,283

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

ロ　重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内容	会社名	設備の内容	投資金額
銀行業	株式会社広島銀行	ソフトウエア等	3,915
	株式会社広島銀行	事務所他	1,575
	株式会社広島銀行	店舗	1,474

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ　親会社の状況

該当ありません。

ロ　子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	資本金	当社が有する子会社等の議決権比率	その他
株式会社広島銀行	広島市中区紙屋町一丁目３番８号	銀行業務	百万円 54,573	% 100.00	
ひろぎん証券株式会社	広島市中区紙屋町一丁目３番８号	金融商品取引業務	百万円 5,000	% 100.00	
ひろぎんリース株式会社	広島市中区紙屋町一丁目３番８号	リース・オートリース業務	百万円 2,600	% 100.00	
しまなみ債権回収株式会社	広島市中区銀山町３番１号	債権管理回収業務	百万円 500	% 100.00	
ひろぎんヒューマンリソース株式会社	広島市南区西蟹屋一丁目１番18号	コンサルティング業務	百万円 250	% 100.00	
ひろぎんキャピタルパートナーズ株式会社	広島市中区紙屋町一丁目３番８号	投資業務	百万円 100	% 100.00	
ひろぎんITソリューションズ株式会社	広島市中区紙屋町一丁目３番８号	IT関連業務	百万円 100	% 80.00	
ひろぎんエリアデザイン株式会社	広島市中区紙屋町一丁目３番８号	コンサルティング業務	百万円 100	% 100.00	
ひろぎんライフパートナーズ株式会社	広島市中区紙屋町一丁目３番８号	金融商品仲介業務、保険代理店業務	百万円 100	% 100.00	
ひろぎんクレジットサービス株式会社	広島市中区紙屋町一丁目３番８号	住宅ローン・消費者ローン等の信用保証業務、クレジットカード発行業務	百万円 30	% 100.00	
ひろぎんビジネスサービス株式会社	広島市中区紙屋町一丁目３番８号	担保不動産の評価業務、連結決算・印刷・製本業務等	百万円 20	% 100.00 (100.00)	
ひろぎんリートマネジメント株式会社	広島市中区紙屋町一丁目３番８号	資産運用業務	百万円 150	% 100.00 (100.00)	
信愛トータルサービス株式会社	広島市中区舟入中町９番12号	損害保険代理店業務	百万円 10	% 39.50	

（注）１．資本金は、単位未満を切り捨てて表示しております。
２．当社が有する子会社等の議決権比率は、小数点第３位以下を切り捨てて表示しております。
３．当社が有する子会社等の議決権比率の（　）内は、間接議決権比率であります。
４．当社の連結される子会社は12社、持分法適用の関連法人等は１社であります。

重要な業務提携の概要

該当ありません。

(7) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当ありません。

2　会社役員（取締役）に関する事項

(1) 会社役員の状況

（年度末現在）

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
池　田　晃　治	取締役会長（代表取締役）	株式会社広島銀行 取締役会長 広島商工会議所　会頭	
部　谷　俊　雄	取締役社長（代表取締役） 秘書室長		
清　宗　一　男	取締役専務執行役員	株式会社広島銀行 取締役頭取（代表取締役）	
横　見　真　一	取締役専務執行役員 グループ営業戦略部長	株式会社広島銀行 取締役専務執行役員 （代表取締役）	
廣　江　裕　治	取締役専務執行役員 経営企画部長 経済産業調査部長	株式会社広島銀行 取締役専務執行役員	
新　免　慶　憲	取締役（社外）		
松　村　はるみ	取締役（社外）	株式会社ロック・フィールド 取締役（社外） 株式会社上組　取締役（社外）	
熊　野　達　朗	取締役（監査等委員）（常勤）		
谷　　宏　子	取締役（監査等委員）（社外）		公認会計士
北　村　俊　明	取締役（監査等委員）（社外）		
大　隈　郁　仁	取締役（監査等委員）（社外）		

（注）1．取締役の新免慶憲、松村はるみ、谷宏子、北村俊明及び大隈郁仁は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
2．取締役の新免慶憲、松村はるみ、谷宏子、北村俊明及び大隈郁仁は、株式会社東京証券取引所の定める独立役員であります。
3．取締役（監査等委員）の谷宏子は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4．当社は、常勤の監査等委員を１名選定しております。常勤の監査等委員を選定している理由は、社内事情に精通した者が取締役会以外の重要な会議等への出席や内部監査部門及び会計監査人との連携、執行部門からの定期的な報告の受領等を行い、これらの情報を監査等委員全員で共有することを通じて、監査等委員会による監査・監督の実効性を高めるためであります。

5．当事業年度中に退任した役員は、次のとおりであります。

退任時の会社における地位	氏名	退任日
取締役専務執行役員	尾　木　　朗	2024年６月25日（任期満了）
取締役常務執行役員	苅屋田　史　嗣	2024年６月25日（任期満了）
取締役（監査等委員）（社外）	三　浦　　惺	2024年６月25日（任期満了）

（参考）当社は執行役員制度を導入しております。取締役を兼務しない各執行役員の氏名、地位及び担当は次のとおりです。

（年度末現在）

氏名	地位	担当
藤　広　　稔	常務執行役員	経営管理部長
藤　井　顕一郎	常務執行役員	業務統括部長
小　玉　　勧	常務執行役員	経営監査部長兼経営監査グループ長
堀　井　利　英	執行役員	グループ営業戦略部営業統括グループ長
石　原　和　幸	執行役員	DX統括部長
木　下　麻　子	執行役員	サステナビリティ統括部長

（2）会社役員に対する報酬等

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

イ．当該方針の決定の方法

当社は、代表取締役及び独立社外取締役を構成員とするグループ指名・報酬諮問委員会（過半数を独立社外取締役とする）における審議の結果を踏まえ、取締役会の決議により、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を定めております。

ロ．当該方針の内容の概要

取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針は以下のとおりです。

a.基本方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く、以下同様）の報酬等は、当社グループの持続的な成長及び企業価値の向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬決定については、透明性、客観性及び公正性

の観点を踏まえ適正な水準とすることを基本方針とする。

具体的には、社外取締役を除く取締役の報酬等は、確定金額報酬、業績連動報酬及び株式報酬により構成し、社外取締役については、その職責に鑑み中立性を確保するため、確定金額報酬のみとする。

なお、当社は、銀行持株会社として、子銀行である株式会社広島銀行と一体的に報酬制度を整備・運用することとし、両社を兼職する場合は、報酬等を一定割合で按分するものとする。

b.確定金額報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期等の決定に関する方針を含む）

確定金額報酬は、月例の基本報酬とし、当社傘下のグループ会社の役職員の報酬・給与水準及び同規模他社の役員報酬等の状況等を総合的に勘案のうえ、役位別に決定し、在任中定期的に支払うものとする。

c.業績連動報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期等の決定に関する方針を含む）

業績連動報酬は、業績向上への貢献意識を高めるため、業績指標を反映した金銭報酬（毎年、一定時期に支給）とし、各事業年度における達成度合いに応じて算出し、役位別に決定するものとする。

具体的には、透明性、客観性及び公正性を確保し、株主等のステークホルダーへの説明責任を十分果たせるものとする観点から、財務的要素として当社の「親会社株主に帰属する当期純利益」及び資本効率（連結ROE）、非財務的要素としてサステナビリティ（ESG）への取組みに関わる外部機関評価の３項目を業績指標とし、取締役会決議により設定した役位別の基準額に、当該業績指標に連動した支給倍率を乗じて算定した業績連動報酬を事業年度終了後に支給する。

なお、業績連動支給倍率は、（別表1）のとおりとする。

d.株式報酬（非金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期等の決定に関する方針を含む）

株式報酬は、役員報酬と当社株価の連動性を明確にするため、役位別に決定する確定金額報酬に一定割合を乗じた額に基づき算出し支払うものとする。株式報酬制度は、役員報酬BIP信託にて運営し、信託期間中、一定のポイントを付与し、取締役に対する株式の交付は、

当社及び株式会社広島銀行の双方の退任時にポイントの累計値に応じて行うものとする。

ただし、別途定める非違行為等に該当した場合は、当該株式交付相当額の返還を請求することができることとする。

e.金銭報酬、業績連動報酬及び非金銭報酬の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の種類別の報酬割合については、銀行持株会社としての経営の安定性・健全性を重視しつつ、当社グループとしての持続的成長・企業価値向上や当社の株式価値向上に向けたインセンティブの観点を織込み、同規模他社の役員報酬の状況等も総合的に勘案し、業績連動報酬が基準額（支給倍率1.000）の場合で、確定金額報酬：業績連動報酬：株式報酬の割合が、概ね56：16：28となるよう設定する。

f.取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の全ての個人別の報酬等の内容は、代表取締役及び独立社外取締役を構成員とするグループ指名・報酬諮問委員会（過半数を独立社外取締役とする）の審議・答申を踏まえ、取締役会の決議により決定する。

（別表1）業績連動報酬の業績連動支給倍率

（ｉ）親会社株主に帰属する当期純利益を業績指標とするもの

親会社株主に帰属する当期純利益			業績連動支給倍率
550億円超			1.500
500億円超	～	550億円以下	1.375
450億円超	～	500億円以下	1.250
400億円超	～	450億円以下	1.125
350億円超	～	400億円以下	1.000
300億円超	～	350億円以下	0.875
250億円超	～	300億円以下	0.750
200億円超	～	250億円以下	0.625
		200億円以下	―

（ⅱ）資本効率（連結ROE）を業績指標とするもの

連結ROEの前年度対比向上率			業績連動支給倍率
15%以上			1.250
5%以上	～	15%未満	1.125
0%以上	～	5%未満	1.000
▲15%以上	～	0%未満	0.875
		▲15%未満	0.750

（ⅲ）サステナビリティ（ESG）への取組みに関わる外部機関評価を業績指標とするもの

ESG外部機関評価の前年度対比向上状況（業績連動支給倍率）		MSCI－ESG格付		
		悪化	維持	向上
FTSE ESG 評点	悪化	0.750	0.875	1.000
	維持	0.875	1.000	1.125
	向上	1.000	1.125	1.250

②取締役の報酬等の総額等

区分	員数（人）	報酬等の総額（百万円）	報酬等の種類別の総額（百万円）		
			確定金額	業績連動	非金銭報酬
取締役（監査等委員である取締役を除く）	9	177	105	34	37
取締役（監査等委員）	5	60	60	—	—

（注）1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 上記には、2024年６月25日開催の第４期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員である取締役を除く）２名及び取締役（監査等委員）１名に対する報酬等の額を含んでおります。
3. 上記のほか、使用人兼務取締役に対する使用人給与相当額33百万円（うち確定金額報酬19百万円、業績連動報酬５百万円、非金銭報酬８百万円）を支払っております。
4. 当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）に対する報酬等は、確定金額報酬、業績連動報酬及び非金銭報酬としております。社外取締役に対する報酬等は、確定金額報酬としております。
   a.報酬等のうち、金銭で支給するものの総額は、年額200百万円以内（うち社外取締役分30百万円以内）としております。（2021年６月25日第１期定時株主総会決議）
   当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は５名（うち社外取締役は０名）です。
   b.報酬等のうち、当事業年度の業績連動報酬に係る業績指標の実績（親会社株主に帰属する当期純利益）は358億円であります。なお、2025年度から業績連動報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針を改正しております。（改正後の方針は、前記①ロ.c.参照）
   c.報酬等のうち、非金銭報酬は、株式報酬制度「役員報酬BIP信託」（前記①ロ.d.参照）に係る株式給付引当金繰入額であります。信託に拠出する信託金の上限金額は、株式会社広島銀行が拠出する金員とあわせて、３事業年度で合計1,000百万円、また、交付される当社株式の上限は３事業年度で2,600,000株であります。（2024年６月25日第４期定時株主総会決議）
   当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）の員数は５名です。
5. 取締役（監査等委員）に対する報酬は、全て確定金額報酬としており金銭で支給するものの総額は、年額100百万円以内としております。（2021年６月25日第１期定時株主総会決議）
   当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は４名（うち社外取締役は３名）です。
6. 取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、取締役会が設置したグループ指名・報酬諮問委員会において、報酬水準及び種類別の報酬割合について、適切性・妥当性等の審議を行っているため、取締役会も当社の決定方針に沿うものであると判断しております。

(3) 責任限定契約

氏名	責任限定契約の内容の概要
新免　慶憲	当社は取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、法令の定める最低責任限度額をもって損害賠償責任額の限度とする旨の契約を締結しております。
松村　はるみ	
熊野　達朗	
谷　宏子	
北村　俊明	
大隈　郁仁	

(4) 補償契約

イ　在任中の会社役員との間の補償契約

該当ありません。

ロ　補償契約の履行等に関する事項

該当ありません。

(5) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、保険会社との間で会社法第430条の３第１項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害及び訴訟費用等について当該保険契約により補填することとしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社の取締役（監査等委員である取締役含む）並びに当社連結子会社の取締役及び監査役であり、保険料は当社及び当社の連結子会社の被保険者数に応じて、当社が全額負担しております。

ただし、被保険者の犯罪行為、被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為、被保険者が私的な利益または便宜の供与を違法に得たことに起因する損害等は補償対象外とするとともに、免責額の定めを設け、当該免責額までの損害については補償の対象としないことにより、被保険者の職務の執行の適切性が損なわれないようにするための措置を講じております。

3　社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
新免　慶憲	
松村　はるみ	株式会社ロック・フィールド　取締役（社外） 株式会社上組　取締役（社外）
谷　　宏子	
北村　俊明	
大隈　郁仁	

（注）当社と上記の法人等との間には、記載すべき重要な関係はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	出席状況、発言状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
新免　慶憲	１年９ヵ月	当事業年度に開催された取締役会14回の全てに出席いたしました。 過去に日本銀行の支店長を務めた見地から、取締役会では積極的に意見を述べており、特に金融機関経営について専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。グループ指名・報酬諮問委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会２回の全てに出席しており、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。

氏名	在任期間	出席状況、発言状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
松村　はるみ	９ヵ月	就任以降開催された取締役会12回の全てに出席いたしました。 企業経営者としての豊富な経験とその経験を通して培われた高い見識を活かし、取締役会では経営の監督と経営全般への助言など社外役員に求められる役割・責任を十分に発揮しております。グループ指名・報酬諮問委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会２回の全てに出席しており、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
谷　　宏子	２年９ヵ月	当事業年度に開催された取締役会14回の全てに、また、監査等委員会16回の全てに出席いたしました。 公認会計士としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、取締役会では当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割・責任を果たしております。監査等委員会ではその豊富な知見から適宜必要な発言を行っております。グループ指名・報酬諮問委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会２回の全てに出席しており、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
北村　俊明	２年９ヵ月	当事業年度に開催された取締役会14回の全てに、また、監査等委員会16回の全てに出席いたしました。 IT分野における学識者としての豊富な経験と幅広い知識に基づき、取締役会ではその分野における専門的な立場から監督、助言等を行うなど社外役員に求められる役割・責任を十分に発揮しております。監査等委員会ではその豊富な知見から適宜必要な発言を行っております。グループ指名・報酬諮問委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会２回の全てに出席しており、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。

氏名	在任期間	出席状況、発言状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
大隈　郁仁	９ヵ月	就任以降開催された取締役会12回の全てに、また、監査等委員会12回の全てに出席いたしました。 企業経営者としての豊富な経験とその経験を通して培われた高い見識を活かし、取締役会では経営の監督と経営全般への助言など社外役員に求められる役割・責任を十分に発揮しております。監査等委員会ではその豊富な知見から適宜必要な発言を行っております。グループ指名・報酬諮問委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会２回の全てに出席しており、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	当社からの報酬等	当社の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	6人	48 (―)	―

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. (　) 内は、社外役員に対する報酬以外の金額を内書きしております。

4　当社の株式に関する事項

(1) 株　　式　　数　　発行可能株式総数　　1,000,000千株

発行済株式の総数　　304,321千株

（自己株式4,454千株を除く）

（注）1．株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
2．自己株式には役員報酬ＢＩＰ信託が保有する当社株式1,718千株及び従業員持株ＥＳＯＰ信託が保有する当社株式2,001千株を含んでおりません。

(2) 当年度末株主数　　102,499名

(3) 大　　株　　主

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	40,042千株	13.15%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	19,638	6.45
明治安田生命保険相互会社	8,204	2.69
損害保険ジャパン株式会社	7,500	2.46
シーピー化成株式会社	7,463	2.45
住友生命保険相互会社	6,038	1.98
ひろぎんホールディングス従業員持株会	5,873	1.93
日本生命保険相互会社	4,833	1.58
ＪＰ　ＭＯＲＧＡＮ　ＣＨＡＳＥ　ＢＡＮＫ 385781	3,862	1.26
株式会社福岡銀行	3,850	1.26

（注）1．持株数等は、千株未満を切り捨てて表示しております。
2．持株比率は、小数点第３位以下を切り捨てて表示しております。
3．持株比率は、自己株式（4,454千株）を控除して計算しております。
なお、自己株式には役員報酬ＢＩＰ信託が保有する当社株式1,718千株及び従業員持株ＥＳＯＰ信託が保有する当社株式2,001千株を含んでおりません。

(4) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

	株式の交付を受けた者の人数	株式の数(株式の種類及び種類ごとの数)
取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く)	2	(普通株式)163千株
社外取締役(監査等委員である取締役を除く)	―	―
取締役(監査等委員)	―	―

5　当社の新株予約権等に関する事項

(1) 事業年度の末日において当社の会社役員が有している当社の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役（監査等委員であるもの及び社外役員を除く）	① 名称 株式会社ひろぎんホールディングス第１回新株予約権 ② 目的となる株式の種類及び数 普通株式　15,800株 ③ 権利行使価格（１株当たり） １円 ④ 新株予約権の行使期間 2020年10月１日～2040年７月28日 ⑤ 権利行使についての条件 新株予約権者は、当社又は株式会社広島銀行の取締役のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。	１名
	① 名称 株式会社ひろぎんホールディングス第２回新株予約権 ② 目的となる株式の種類及び数 普通株式　16,750株 ③ 権利行使価格（１株当たり） １円 ④ 新株予約権の行使期間 2020年10月１日～2041年７月27日 ⑤ 権利行使についての条件 新株予約権者は、当社又は株式会社広島銀行の取締役のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。	１名

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役（監査等委員であるもの及び社外役員を除く）	① 名称 株式会社ひろぎんホールディングス第３回新株予約権 ② 目的となる株式の種類及び数 普通株式　38,100株 ③ 権利行使価格（１株当たり） １円 ④ 新株予約権の行使期間 2020年10月１日～2042年７月27日 ⑤ 権利行使についての条件 新株予約権者は、当社又は株式会社広島銀行の取締役のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。	１名
	① 名称 株式会社ひろぎんホールディングス第４回新株予約権 ② 目的となる株式の種類及び数 普通株式　22,650株 ③ 権利行使価格（１株当たり） １円 ④ 新株予約権の行使期間 2020年10月１日～2043年７月25日 ⑤ 権利行使についての条件 新株予約権者は、当社又は株式会社広島銀行の取締役のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。	１名
	① 名称 株式会社ひろぎんホールディングス第５回新株予約権 ② 目的となる株式の種類及び数 普通株式　25,650株 ③ 権利行使価格（１株当たり） １円 ④ 新株予約権の行使期間 2020年10月１日～2044年７月30日 ⑤ 権利行使についての条件 新株予約権者は、当社又は株式会社広島銀行の取締役のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。	１名

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役（監査等委員であるもの及び社外役員を除く）	① 名称 株式会社ひろぎんホールディングス第６回新株予約権 ② 目的となる株式の種類及び数 普通株式　18,000株 ③ 権利行使価格（１株当たり） １円 ④ 新株予約権の行使期間 2020年10月１日～2045年７月31日 ⑤ 権利行使についての条件 新株予約権者は、当社又は株式会社広島銀行の取締役のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。	１名
	① 名称 株式会社ひろぎんホールディングス第７回新株予約権 ② 目的となる株式の種類及び数 普通株式　34,500株 ③ 権利行使価格（１株当たり） １円 ④ 新株予約権の行使期間 2020年10月１日～2046年７月29日 ⑤ 権利行使についての条件 新株予約権者は、当社又は株式会社広島銀行の取締役のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。	２名
社外取締役（監査等委員であるものを除く）	―	―
取締役（監査等委員）	―	―

（注）2020年６月25日開催の株式会社広島銀行定時株主総会において、当社を親会社として設立する株式移転が承認され、当該株式移転により、当社設立前に株式会社広島銀行が発行した新株予約権に代わり、当社新株予約権が交付されております。

（2）事業年度中に使用人等に交付した当社の新株予約権等

該当ありません。

6　会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任 あずさ監査法人 指定有限責任社員　横澤　悟志 指定有限責任社員　秋宗　勝彦 指定有限責任社員　髙藤　顕広	16	当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務である自己資本比率算出に係るコンサルティング業務等を委託し、対価を支払っています。

当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	113百万円

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 当社が支払うべき会計監査人としての報酬等の額は、当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しております。
3. 監査等委員会は、当年度の監査体制、監査時間数、監査報酬単価等と前年度の実績等を比較するなど、監査報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の監査品質確保の観点から相当であると判断し、会社法第399条第１項の同意を行っております。

(2) 責任限定契約

該当ありません。

(3) 補償契約

イ　在任中の会計監査人との間の補償契約

該当ありません。

ロ　補償契約の履行等に関する事項

該当ありません。

(4) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会社法第340条第１項各号に定める項目に該当し、解任が適切と判断される場合、監査等委員全員の同意により解任いたします。

また、上記の場合の他、会計監査人の適格性、独立性等の観点から監査を遂行するに不十分と判断した場合、その他必要と判断される場合は、会計監査人の解任又は不再任の株主総会議案の提出を検討し、議案の内容を決定します。

7　業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は、「パーパス」及び「経営理念」のもと、お客さまや地域社会、株主、市場、従事者など全てのステークホルダーからの真の信頼を勝ち取るため、健全で透明性の高い経営を目指しています。

そのため、会社法及び同施行規則に基づき、業務の適正を確保するための体制の整備として、次のとおり「内部統制システムの構築に係る基本方針」を取締役会で決議し、その方針に基づいて、内部統制システムの整備及びその実効性の向上に努めています。なお、「内部統制システムの構築に係る基本方針」は、法令諸規則等または外部経営環境の変化や当社グループにおける内部統制システムの運用状況等を踏まえて、今後も随時必要な見直しを行い、内容の充実・実効性の向上に努めてまいります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンスの徹底を経営の最重要課題の一つとして位置付け、グループコンプライアンス委員会及び当社グループのコンプライアンスを一元的に統括する部署の設置等、当社グループのコンプライアンスを確保するための組織体制を整備する。

当社は、当社グループのコンプライアンスに関する基本方針とともに「グループコンプライアンス規程」等の関連諸規程を制定し、適切なコンプライアンス態勢を整備する。

当社は、当社グループの顧客保護等管理に関する基本方針とともに「グループ顧客保護等管理規程」等の関連諸規程を制定し、適切な顧客保護等管理態勢を整備する。

当社は、当社グループの「お客さま本位の業務運営の実践に向けた取組方針」を制定し公表するとともに関連諸規程を制定し、お客さま本位の業務運営の実践を徹底する。

当社は、当社グループの「反社会的勢力に対する基本方針」を制定し公表するとともに、「グループセールス注意先への対応に関する規程」等の関連諸規程を制定し、反社会的勢力等との厳格な関係遮断態勢を整備する。

当社は、当社グループの「マネー・ローンダリング、テロ資金供与および拡散金融対策に関する方針」を制定し公表するとともに関連諸規程を制定し、マネー・ローンダリング、テロ資金供与および拡散金融の厳格な防止態勢を整備する。

当社は、当社グループの「利益相反管理方針」を制定し公表するとともに「グループ利益相反管理規程」等の関連諸規程を制定し、適切な利益相反管理態勢を整備する。

当社は、当社グループの財務報告における内部統制に関する諸規程を制定し、法令諸規則等に基づいて適時適正な財務報告を行う態勢を整備する。

当社は、当社グループにおけるインサイダー取引未然防止に関する諸規程を制定するとともに当社グループの役職員に周知し、適切なインサイダー取引未然防止態勢を整備する。また、東京証券取引所への適時開示体制を整備し、公表する。

当社は、取締役会において、毎年度、当社グループのコンプライアンスや顧客保護等管理等を実現するため、「グループコンプライアンス・プログラム」を制定し、当社グループの役職員に周知する。また、取締役会は、定期的または必要に応じて随時、その実施状況の報告を受け、当社グループのコンプライアンスに係る状況をモニタリングする。

当社は、当社グループにおける内部通報制度（内部通報者を保護する制度を含む）及び不祥事件の報告制度・関与者への懲戒制度を整備し、当社グループの役職員に周知する。

当社は、当社グループのコンプライアンス態勢等の適切性及び有効性について内部監査を行うため、当社内に他の部門から独立した内部監査部門を設置する。当該内部監査部門は、取締役会及び監査等委員会の方針に基づき内部監査を実施し、被監査部門に対して改善指導等を行うとともに内部監査の結果について取締役会及び監査等委員会に報告する。

（運用状況の概要）

取締役会は、「グループコンプライアンス・プログラムの実施状況」等の各種報告を受け、業務が経営の基本方針・諸規程等に基づいて適切に運営されていることを確認するとともに、改善が必要な事項がある場合には、都度、改善・是正をしています。また、法令及び社会的規範等の遵守の徹底と企業倫理の確立を図るため、グループコンプライアンス委員会を設置し、法令及び社会的規範等の遵守に係る事項を審議・検討するなど、法令及び社会的規範等の違反の未然防止を図っています。

（2）取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、「取締役会規程」を整備し、取締役会議事録を保存・管理するほか、「HD文書管理規程」等の文書の保存・管理に関する諸規程を制定し、当社内における会議資料・議事録及び決裁文書等の適切な保存・管理態勢を整備する。

当社は、当社グループの情報資産保護に関する安全対策の基本方針として「セキュリティポリシー」を制定し、情報資産の適切な保護・管理態勢を整備する。

（運用状況の概要）

取締役会議事録を取締役の職務の執行に係る重要な情報として、適切に保存及び管理しています。

その他の重要な情報についても、各部において適切に保存及び管理しています。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、当社グループの業務遂行から生じる様々なリスクに備えるためリスク管理を経営の最重要課題の一つとして位置付け、グループ統合的リスク管理委員会及び当社グループのリスク管理を一元的に統括する部署の設置等、当社グループのリスク管理に関する組織体制を整備する。

当社は、当社グループのリスク管理に関する基本方針とともに「グループ統合的リスク管理規程」を制定し、適切な統合的リスク管理態勢を整備する。

当社は、当社グループの経営の健全性維持等を目的として、自己資本管理に関する規程を整備し、バーゼルⅢにおける自己資本比率規制への対応も含め、当社グループのリスクに見合った適切かつ十分な自己資本を確保する。

当社は、取締役会において、毎期、経営体力や収益性等とのバランスのとれた適切なリスク管理を行うため、当社グループの「リスクアペタイト・ステートメント」を制定し、当社グループの役職員に周知する。また、取締役会は、定期的または必要に応じて随時、リスク管理の状況の報告を受け、当社グループのリスク管理の状況をモニタリングする。加えて、RAF（リスクアペタイト・フレームワーク）の構築により、当社グループのビジネスモデルやリスク認識を踏まえた、適切なリスクテイクの推進やリスク・リターンの最適化を図る。

当社は、「グループ危機管理規程」のほか当社グループの危機管理体制・業務継続体制（BCP）に関する諸規程を整備し、当社グループの役職員に周知する。また、定期的または必要に応じて随時、危機に際しての模擬訓練を行い、危機管理体制・業務継続体制（BCP）の実効性の確保・向上を図る。

当社は、当社グループのリスク管理態勢等の適切性及び有効性について内部監査を行うため、当社内に他の部門から独立した内部監査部門を設置する。当該内部監査部門は、取締役会及び監査等委員会の方針に基づき、内部監査を実施し、被監査部門に対して改善指導等を行うとともに内部監査の結果について、取締役会及び監査等委員会に報告する。

(運用状況の概要)

取締役会は、「グループリスクアペタイト運営及び統合的リスク管理の状況」等の各種報告を受け、適切なリスク管理がなされていること、リスクに対して十分な自己資本を確保していることを確認しています。併せて、随時、グループ統合的リスク管理委員会を開催し、各リスクをモニタリングする中、対応策を審議・検討しています。

また、定期的に危機発生時を想定した模擬訓練を行うなど、適切な危機管理態勢を構築しています。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役会において、毎期、当社グループの目指す経営目標とともに経営計画を策定し、当社グループの役職員に周知する。取締役会は、定期的または随時、経営計画の実施状況について報告を受け、当社グループの経営計画の実施状況をモニタリングする。

当社は、グループ経営会議を設置し、取締役会の決議した基本方針に基づきグループ経営上の重要事項の決定・審議等を委任することで、代表取締役の職務執行を牽制しつつ効率的な業務執行体制を構築する。

当社は、執行役員制度を導入し、取締役会により選任された執行役員は、代表取締役の指揮命令の下で、当社各部門の業務を分担執行する。

当社は、当社内における業務の分掌及び職制並びに職務権限の行使に関する諸規程を制定し、当社内の各部門が、相互に連携しつつ、牽制機能が有効に発揮される体制を整備する。

当社は、電子情報処理組織等の活用により、当社内及び当社グループ内における情報伝達体制を整備し、適切かつ効率的な業務の執行体制を構築する。

(運用状況の概要)

グループ経営会議において、経営全般の重要事項を決議・審議するとともに、諸規程に基づき報告を受ける等、効率的な業務運営を実施しています。

また、各部門が、相互に連携しつつ、牽制機能が有効に発揮される形態で業務を分担執行しています。

併せて、執行役員制度を導入し、取締役会による監督の下で、代表取締役と執行役員が業務執行を担う体制としており、取締役が担うべき経営の重要事項に係る意思決定機能及び業務執行の監督機能と執行役員が担うべき業務執行機能を分離し、取締役と執行役員がそれぞれの役割と責任を果たすことで、業務の適正確保と持続的な企業価値の向上を図っています。

(5) 企業集団における業務の適正を確保するための体制(企業集団内部統制)

イ.子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当該株式会社への報告に関する体制

ロ.子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

ハ.子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

ニ.子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、当社グループの事業を統括する持株会社として、当社傘下のグループ各社の経営管理に関する基本方針とともに「グループ会社経営管理規程」を制定し、当社傘下のグループ各社の適切な経営・運営管理態勢を整備する。また、当社傘下のグループ各社からの協議・報告に関する諸規程を整備し、必要な協議・報告を求めるとともに、グループ会社の経営及び業務運営に関して、必要な指示・指導等を実施する。

当社は、取締役会またはグループ経営会議等において、当社傘下のグループ各社との協議・認識共有、意見・情報交換等を行う。

当社は、当社の方針の徹底及び当社との連携確保等を目的として、当社傘下のグループ各社に対して必要な役員の派遣を行う。

当社は、当社グループ全体及び当社グループ内各社の業務及び財務の健全性・適切性の確保を目的として、「グループ内取引等に関する基本方針」とともに関連諸規程を制定し、グループ内取引等の適切な管理態勢を整備する。

当社は、グループベースで、コンプライアンス、顧客保護等管理、リスク管理及び危機管理等の各管理態勢及び内部通報制度・情報伝達体制等の諸制度・態勢等を整備し、グループベースでの業務の適正を確保する。

当社は、当社傘下のグループ各社の経営計画等の立案への関与及び経営計画等の実施状況のモニタリング及び管理を通じて、グループベースでの業務の効率性を確保する。

当社は、当社傘下のグループ各社を対象とした表彰制度等を整備し、当社グループ内各社の連携強化・業績伸展等を図る。

当社は、当社傘下のグループ各社の経営管理態勢の適切性及び有効性について内部監査を行うため、当社内に他の部門から独立した内部監査部門を設置する。当該内部監査部門は、取締役会及び監査等委員会の方針に基づき、内部監査を実施し、被監査部門に対して改善指導等を行うとともに内部監査の結果について取締役会及び監査等委員会に報告する。

(運用状況の概要)

取締役会は、グループ会社の経営全般の重要事項に係る協議・報告のため、取締役会またはグループ経営会議等において、定期的にグループ会社の業務運営状況に係る報告を受け、グループ各社の業績・現況等を確認しています。

加えて、当社の内部監査部門がグループ会社の内部監査を実施し、その結果を当社取締役会に報告するなど、適切なグループ会社の経営管理態勢を構築しています。

(6) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

当社は、監査等委員会による監査の実効性確保のため、監査等委員会の補助使用人に係る組織として、監査等委員会の指揮下に監査等委員会事務局を設置する。

当社は、前項の監査等委員会事務局に必要な専任者を配置する。

(運用状況の概要)

「HD職制規程」に基づき、監査等委員会事務局長は、監査等委員会の指揮に従いその職務を補助しています。

(7) 前号の補助使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査等委員会からの補助使用人に対する指示の実効性確保に関する事項

当社は、監査等委員会の補助使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性の確保及び監査等委員会からの補助使用人に対する指示の実効性の確保を目的として、次の取組みを行う。

①監査等委員会の補助使用人について、業務執行部門との兼任を禁止する

②監査等委員会の補助使用人の人事（異動・評価・懲戒処分等）について、監査等委員会の同意を得て行う

③監査等委員会の補助使用人が、職務を執行する上で不当な制約等を受けないように配慮する

(運用状況の概要)

監査等委員会事務局長の異動・評価・賞罰等の人事について、人事総務グループは監査等委員会に協議することとしています。

(8) 取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人が、監査等委員会へ報告をするための体制及び監査等委員会へ報告した者が報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査等委員会への報告に関する体制として、次の取組みを行う。

①当社グループの役職員に対して、法令違反行為その他の重大な事故発生時等の監査等委員会への報告事項及び報告義務を周知する

②監査等委員会による当社グループ役職員に対する報告徴求権及び調査権について周知する

③監査等委員会への報告者に対して、当該報告をしたことを理由として不利・不当な取扱いをすることを禁止する

（運用状況の概要）

社内諸規程において、監査等委員会への報告ルールを整備しているほか、各部は、監査等委員会からの依頼・要請に基づいて、随時、業務の執行状況に係る必要な報告・説明を実施しています。

通報（相談）者の匿名性を保護し、その者が不利な取扱いを受けないために必要な措置を講じることを定めるとともに、全従事者に対し周知徹底しています。

（9）監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払い・償還の手続き又は費用・債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、毎年度、監査等委員会と協議のうえ、監査等委員会の職務執行のため相応の予算を措置する。

当社は、上記のほか、監査等委員が、職務の執行のためにその費用を請求したときは、監査等委員会の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、当社がその費用を負担する。

（運用状況の概要）

毎年度、監査等委員会と協議のうえ相応の予算・経費を設けるほか、監査等委員がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに当該費用または債務の処理を当社経費にて行うなど、会社法の趣旨を踏まえ適切に対応しています。

（10）その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、監査等委員会の監査の実効性確保を目的として、次の取組みを行う。

①監査等委員は、グループ経営会議、各種委員会その他の重要な会議に出席することができることを社内諸規程で明示する

②監査等委員が、代表取締役、会計監査人または内部監査部門その他の内部統制部門の役職員と定期的または必要に応じて随時、会合し意見交換等を行うなどの連携を確保する

③監査等委員（会）は、内部監査部門から内部監査の結果及び内部管理態勢その他に関する課題等について定期的または必要に応じて随時、報告を受けることができるほか、内部監査部門に対して、内部監査計画の策定その他に関して、必要かつ具体的な指示ができるなどの監査等委員（会）からの内部監査部門に対する指揮命令権を確保する

④内部監査部門長の人事（異動、評価、懲戒処分等）については、監査等委員会の同意を得て行う

（運用状況の概要）

監査等委員は、グループ経営会議などの重要な会議のほか、グループ統合的リスク管理委員会などの主要な委員会に出席しています。また、代表取締役と定期的に会合を開き、監査上の重要課題等について意見を交換するほか、会計監査人とも定期的に会合を開くなど積極的に意見を交換しています。

監査等委員は、その他の取締役及び使用人とも定期的に会合を開くなど、監査態勢の整備を行っています。

加えて、監査等委員は、内部監査部門と定期的に意見及び情報の交換を行うとともに、必要に応じて随時、内部監査部門の監査に立会うほか監査結果の報告を求めるなど、緊密な連携を図り、効率的な監査の実施と監査の実効性の向上に努めています。

加えて、当社では、業務の適正を確保するための体制の整備のほか、当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値向上に向けて、コーポレート・ガバナンスの強化にも継続的に取り組んでおります。

（1）コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方・方針

当社グループは、社会的責任と公共的使命を果たすなか、経営の健全性、効率性及び透明性を高めることで、ステークホルダーであるお客さま、株主の皆さま等から高い評価と揺るぎない信頼を確立し、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に努めます。

そのため、株式会社東京証券取引所による「コーポレートガバナンス・コード」の趣旨・精神も踏まえ、実効的なコーポレートガバナンスの実現に向け、次の５つの方針を掲げて取り組んでいます。

①株主の皆さまの権利を尊重し、平等性を確保するとともに、権利行使に係る適切な環境を整備します

②国連において採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」及び企業の社会的責任（CSR）への取組みを強化するとともに、地域社会、顧客、従業員等の全てのステークホルダーとの適切な協働に努め、その権利や立場を尊重する企業文化・風土を醸成します

③ディスクロージャーの充実による適時適切な情報開示を通じて、経営の透明性を確保します

④取締役会は、株主の皆さまに対する受託者責任・説明責任を踏まえ、業務執行の実効性の高い監督と迅速な意思決定を行います

⑤株主の皆さまとの建設的な対話を行い、適切な対応に努めます

(2) 取締役会の構成、機能等

取締役会は、株主の皆さまに対する受託者責任・説明責任を踏まえ、当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値の向上を促し、収益力・資本効率等の改善を図るべく、次の事項をはじめとする役割・責務を適切に果たします。

①当社グループの目指す姿を示すこと

②経営陣による適切なリスクテイクを支える環境整備を含む業務の適正を確保する体制の整備を図ること

③独立した客観的な立場から、経営陣に対する実効性の高い監督を行うこと

取締役会は、その役割・責務を果たすため、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランスやジェンダーや国際性、職歴、年齢の面を含む多様性の確保を重視し、当社の業務に精通した社内取締役と、専門分野での豊富な経験と幅広い見識を有する社外取締役で構成しています。また、取締役会は、その実効性を確保するために取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数を10名以内、監査等委員である取締役の員数を5名以内とし、そのうち原則として独立性の高い社外取締役が相当数含まれる構成としています。

そのなか、取締役会は、年度毎に、業務の適正を確保するための体制の整備・運用状況について報告を受け、適切に整備・運用されていることを確認するとともに、「取締役会自己評価アンケート」を実施し、その結果をもとに取締役会の実効性について分析・評価を行っています。

また、取締役がその役割・責務を実効的に果たすために必要な知識・情報を習得するなど自己研鑽に努めることを推奨・支援しており、外部機関・団体による各種研修・セミナー等を斡旋・提供しています。

(3) 社外役員の有効な活用

独立性の高い社外取締役が、それぞれ中立の立場から公正かつ客観的な経営監督機能及び監査機能を発揮し、取締役の職務の執行状況や内部統制の運用状況などについて適切な提言・助言を行っており、経営監視の面で十分な体制が整備されています。

そのなか、取締役等の指名・報酬については、決定プロセスにおける透明性・客観性を確保するため、代表取締役及び独立社外取締役を構成員とする「グループ指名・報酬諮問委員会」を設置しており、同諮問委員会における審議及び答申を踏まえ、これを決定しています。

なお、社外役員に対して、当社外の場でも取締役会議案・報告資料を事前に閲覧・確認できるシステムを導入しており、その閲覧用の端末を配付しています。加えて、取締役会に係る事務を所管する秘書室及び各所管部が、社外役員に対して資料の事前説明会を開催しているほか、社内社則・社達等の社内情報及び株式会社広島銀行の行内規定・通達等の行内情報を閲覧できる環境を整備するなどのサポート体制を構築しています。

＊参考資料「模式図」

（業務執行・経営の監視の仕組み）

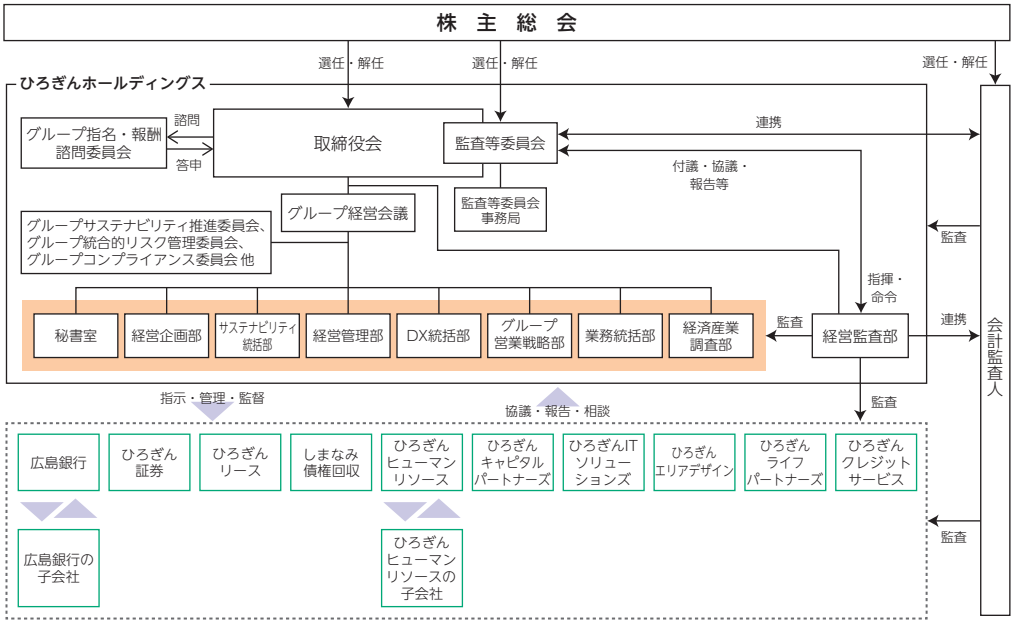

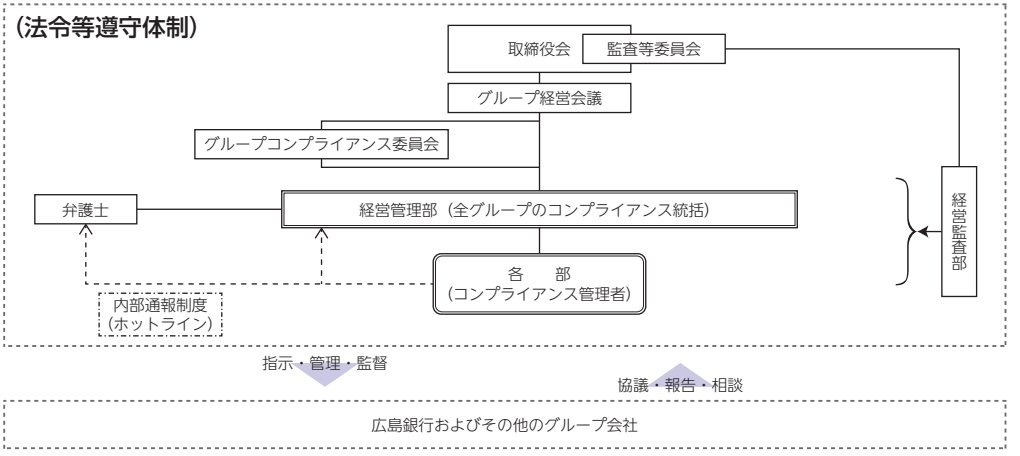
（法令等遵守体制）
取締役会
監査等委員会
グループ経営会議
グループコンプライアンス委員会
弁護士
経営管理部（全グループのコンプライアンス統括）
各　部
（コンプライアンス管理者）
内部通報制度
（ホットライン）
経営監査部
指示・管理・監督
協議・報告・相談
広島銀行およびその他のグループ会社

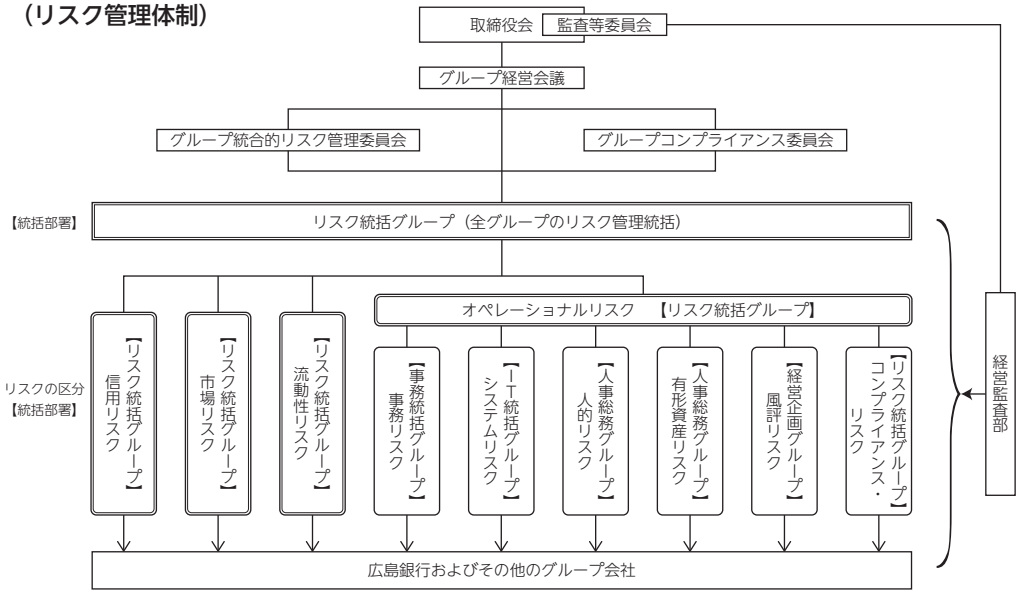
（リスク管理体制）
取締役会
監査等委員会
グループ経営会議
グループ統合的リスク管理委員会
グループコンプライアンス委員会
【統括部署】
リスク統括グループ（全グループのリスク管理統括）
オペレーショナルリスク　【リスク統括グループ】
リスクの区分
【統括部署】
【リスク統括グループ】信用リスク
【リスク統括グループ】市場リスク
【リスク統括グループ】流動性リスク
【事務統括グループ】事務リスク
【IT統括グループ】システムリスク
【人事総務グループ】人的リスク
【人事総務グループ】有形資産リスク
【経営企画グループ】風評リスク
【リスク統括グループ】コンプライアンス・リスク
経営監査部
広島銀行およびその他のグループ会社

8　特定完全子会社に関する事項

会社名	住所	株式の帳簿価額	当社の総資産額
株式会社広島銀行	広島市中区紙屋町一丁目３番８号	424,678百万円	467,660百万円

第５期末（2025年３月31日現在）連結貸借対照表

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	1,726,986	預金	9,277,057
コールローン及び買入手形	63,746	譲渡性預金	160,242
買入金銭債権	8,908	売現先勘定	249,066
特定取引資産	8,645	債券貸借取引受入担保金	310,909
金銭の信託	13,022	特定取引負債	6,122
有価証券	1,916,703	借用金	1,443,553
貸出金	7,934,540	外国為替	1,172
外国為替	8,027	信託勘定借	79
リース債権及びリース投資資産	71,572	その他負債	106,631
その他資産	166,571	退職給付に係る負債	689
有形固定資産	112,044	役員退職慰労引当金	157
建物	35,914	睡眠預金払戻損失引当金	1,668
土地	53,213	ポイント引当金	225
リース資産	5,885	株式給付引当金	942
建設仮勘定	212	特別法上の引当金	40
その他の有形固定資産	16,817	再評価に係る繰延税金負債	12,719
無形固定資産	16,295	支払承諾	55,988
ソフトウエア	9,908	負債の部合計	11,627,269
のれん	145	（純資産の部）	
その他の無形固定資産	6,240	資本金	60,000
退職給付に係る資産	48,144	資本剰余金	22,209
繰延税金資産	19,701	利益剰余金	423,980
支払承諾見返	55,988	自己株式	△8,284
貸倒引当金	△38,995	株主資本合計	497,905
		その他有価証券評価差額金	△18,486
		繰延ヘッジ損益	1,923
		土地再評価差額金	25,877
		退職給付に係る調整累計額	△2,811
		その他の包括利益累計額合計	6,503
		新株予約権	126
		非支配株主持分	100
		純資産の部合計	504,636
資産の部合計	12,131,905	負債及び純資産の部合計	12,131,905

第５期（2024年４月１日から2025年３月31日まで）連結損益計算書

（単位：百万円）

科目	金額	
経常収益		**201,368**
資金運用収益	**124,714**	
貸出金利息	90,801	
有価証券利息配当金	28,675	
コールローン利息及び買入手形利息	641	
預け金利息	3,166	
その他の受入利息	1,430	
信託報酬	**149**	
役務取引等収益	**38,233**	
特定取引収益	**2,357**	
その他業務収益	**27,434**	
その他経常収益	**8,479**	
貸倒引当金戻入益	1,246	
償却債権取立益	43	
その他の経常収益	7,189	
経常費用		**149,191**
資金調達費用	**38,955**	
預金利息	10,226	
譲渡性預金利息	278	
コールマネー利息及び売渡手形利息	22	
売現先利息	11,823	
債券貸借取引支払利息	1,275	
借用金利息	543	
その他の支払利息	14,784	
役務取引等費用	**12,324**	
その他業務費用	**28,778**	
営業経費	**64,194**	
その他経常費用	**4,939**	
その他の経常費用	4,939	
経常利益		**52,176**
特別利益		**42**
固定資産処分益	42	
特別損失		**1,177**
固定資産処分損	486	
減損損失	688	
金融商品取引責任準備金繰入額	2	
税金等調整前当期純利益		**51,041**
法人税、住民税及び事業税	**16,067**	
法人税等調整額	**△871**	
法人税等合計		**15,196**
当期純利益		**35,845**
非支配株主に帰属する当期純利益		**10**
親会社株主に帰属する当期純利益		**35,835**

第５期（2024年４月１日から2025年３月31日まで）連結株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	**60,000**	**25,209**	**400,829**	**△7,111**	**478,927**
当期変動額					
剰余金の配当			△13,076		△13,076
親会社株主に帰属する当期純利益			35,835		35,835
自己株式の取得				△5,001	△5,001
自己株式の処分				828	828
自己株式の消却		△2,999		2,999	－
土地再評価差額金の取崩			392		392
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	△2,999	23,151	△1,172	18,978
当期末残高	**60,000**	**22,209**	**423,980**	**△8,284**	**497,905**

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	**23,949**	**1,303**	**26,269**	**4,529**	**56,052**	**126**	**142**	**535,249**
当期変動額								
剰余金の配当								△13,076
親会社株主に帰属する当期純利益								35,835
自己株式の取得								△5,001
自己株式の処分								828
自己株式の消却								－
土地再評価差額金の取崩								392
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△42,436	620	△392	△7,340	△49,549	－	△42	△49,591
当期変動額合計	△42,436	620	△392	△7,340	△49,549	－	△42	△30,613
当期末残高	**△18,486**	**1,923**	**25,877**	**△2,811**	**6,503**	**126**	**100**	**504,636**

連結注記表

連結計算書類の作成方針

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第２条第８項及び銀行法施行令第４条の２に基づいております。

（1）連結の範囲に関する事項

① 連結される子会社及び子法人等　12社

株式会社広島銀行	ひろぎん証券株式会社
ひろぎんリース株式会社	しまなみ債権回収株式会社
ひろぎんヒューマンリソース株式会社	ひろぎんキャピタルパートナーズ株式会社
ひろぎんITソリューションズ株式会社	ひろぎんエリアデザイン株式会社
ひろぎんライフパートナーズ株式会社	ひろぎんクレジットサービス株式会社
ひろぎんビジネスサービス株式会社	ひろぎんリートマネジメント株式会社

② 非連結の子会社及び子法人等　12社

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

③ 他の会社等の議決権（業務執行権）の過半数を自己の計算において所有しているにもかかわらず子会社及び子法人等としなかった当該他の会社等　5社

投資事業等を営む非連結の子会社及び子法人等が、投資育成を図りキャピタルゲイン獲得を目的とする営業取引として株式を所有しているものであり、傘下に入れる目的ではないことから、子会社及び子法人等として取り扱っておりません。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

該当なし

② 持分法適用の関連法人等 1社

信愛トータルサービス株式会社

③ 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等 12社

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

④ 持分法非適用の関連法人等 3社

持分法非適用の関連法人等は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

⑤ 他の会社等の議決権（業務執行権）の100分の20以上、100分の50以下を自己の計算において所有しているにもかかわらず関連法人等としなかった当該他の会社等 7社

投資事業等を営む非連結の子会社及び子法人等が、投資育成を図りキャピタルゲイン獲得を目的とする営業取引として株式を所有しているものであり、傘下に入れる目的ではないことから、関連法人等として取り扱っておりません。

(3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。

3月末日 12社

(4) のれんの償却に関する事項

3社について、5年間の定額法により償却を行っております。

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

会計方針に関する事項

(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下、「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当連結会計年度中の受払利息等に、有価証券及び金銭債権等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価は、売買目的有価証券（特定取引を除く）については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、持分法非適用の非連結の子会社・子法人及び関連法人等の株式等については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については、移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額（為替変動による評価差額を含む。ただし、為替変動リスクをヘッジするために時価ヘッジを適用している場合は除く）については、全部純資産直入法により処理しております。

②金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、運用目的の金銭の信託については時価法、運用目的以外の金銭の信託については、上記①と同じ方法により行っております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

銀行業を営む連結子会社の有形固定資産は、定額法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建　　物	22年～50年
そ の 他	3年～20年

当社及びその他の連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法（ただし2016年４月１日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）により償却しております。

②無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウエアについては、当社並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として５年・10年）に基づいて償却しております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

銀行業を営む連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証等による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証等による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額のうち無担保与信額が一定額以上の債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

上記以外の債権については、主として今後１年間の予想損失額又は今後３年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、１年間又は３年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、将来見込み等必要な修正の検討を行い、算定しております。ただし、破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者に係る債権の予想損失額については、３年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間（決算日から５年又は10年）の平均値に加え、景気循環を勘案した長期にわたる貸倒実績率の平均値を比較して損失率を求め、将来見込み等必要な修正の検討を行い、算定しております。

全ての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は25,550百万円であります。

その他の連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(6) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(7) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認められる額を計上しております。

(8) ポイント引当金の計上基準

ポイント引当金は、連結される子会社が運営するポイント制度及びクレジットカード利用促進を目的とするポイント制度に基づき、付与したポイントの使用により発生する費用負担に備えるため、当連結会計年度末における将来使用見込額を計上しております。

(9) 株式給付引当金の計上基準

株式給付引当金は、株式交付規程に基づく当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）及び執行役員並びに株式会社広島銀行（以下、「広島銀行」という。）の取締役（社外取締役を除く）及び執行役員（以下、「取締役等」という。）への当社株式の交付等に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額を計上しております。

(10) 特別法上の引当金の計上基準

特別法上の引当金は、金融商品取引責任準備金であり、有価証券の売買その他の取引等に関して生じた事故による損失の補填に充てるため、金融商品取引法第46条の５及び金融商品取引業等に関する内閣府令第175条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。

(11) 退職給付に係る会計処理の方法

銀行業を営む連結子会社は、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異　：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として14年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

なお、上記を除く連結される子会社及び子法人等は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(12) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(13) 重要なヘッジ会計の方法

①金利リスク・ヘッジ

銀行業を営む連結子会社の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号　2022年３月17日。以下、「業種別委員会実務指針第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、業種別委員会実務指針第24号に基づき金利インデックス及び一定の金利改定期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。

②為替変動リスク・ヘッジ

銀行業を営む連結子会社の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号　2020年10月８日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建有価証券において、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして時価ヘッジを適用しております。

会計方針の変更

(法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日）等を当連結会計年度の期首から適用しております。なお、当連結会計年度において、連結計算書類に与える影響はありません。

重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類に計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものです。

・貸倒引当金

当社グループの連結貸借対照表に占める銀行業を営む連結子会社の貸出金等の割合は相対的に高く、貸倒引当金の計上が経営成績や財政状態に及ぼす影響が大きいことから、会計上の見積りにおいて重要なものと判断しております。

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

貸倒引当金　38,995百万円

(銀行業を営む連結子会社で計上した金額　36,235百万円)

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「会計方針に関する事項（5）貸倒引当金の計上基準」に記載しております。

なお、当連結会計年度末において、予想損失率の算定にあたり、将来見込み等必要な修正の検討を行った結果、修正を実施しておりません。

「会計方針に関する事項（5）貸倒引当金の計上基準」に記載している資産査定とは、資産の自己査定基準に基づき、保有する貸出金等に対して、債務者の状況等により債務者区分を行った上で、回収の危険性や損失の発生可能性を個別に検討・分析し、その度合に応じて分類区分することをいい、債務者区分に応じた償却・引当を適切に実施しております。なお、債務者の財務状況、資金繰り、収益力等により、返済の能力を検討し、その状況等により正常先、要注意先、破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先に債務者を区分しております。

②当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

過去の貸倒実績率と将来の予想損失率には一定の関連性があるとの前提で、原則として、債務者区分のうち、正常先、要注意先（貸出条件緩和債権等を有する債務者を含む）、破綻懸念先に係る債権については、過去の貸倒実績率に基づく予想損失率を乗じて予想損失額を算定し、予想損失額に相当する額を貸倒引当金として計上しております。

債務者区分については、信用格付制度をベースに、債務者の実態的な財務状況、資金繰り、収益力等により返済能力を検討し、債務者に対する貸出条件及びその履行状況を確認の上、業種等の特性を踏まえ、当面の事業継続性のみならず、最終的な回収可能性について重大な懸念が生じていないことを考慮した事業継続性と収益性の見通し、経営改善計画等の妥当性、キャッシュ・フローによる債務償還能力、金融機関等の支援状況等を総合的に勘案して判定しております。

また、合理的で実現可能性の高い経営改善計画等に沿って経営再建が進むと考えられる場合には、当該貸出金等は貸出条件緩和債権及び破綻懸念先に係る債権には該当しないものとしております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額のうち無担保与信額が一定額以上の債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係る将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、債務者の経営実態を踏まえ、経営改善計画等に基づいた債権の元本の回収及び利息の受取りに係る将来キャッシュ・フローの見積りを主要な仮定として、貸倒引当金を計上しております。また、一部の破綻懸念先について、将来の回収が見込めない金額に対して追加して貸倒引当金を計上しております。

前連結会計年度末は、特定の業種の債務者及び貸出条件の変更を行い、一定期間経過し財務状況等が悪化している債務者については、今後信用リスクが顕在化する可能性が高いとする仮定に基づき、貸倒引当金を計上しております。

当連結会計年度末は、貸出条件の変更を行っており、財務状況等に改善の兆しが見られない債務者については、今後信用リスクが顕在化する可能性が高いとする仮定に基づき、貸倒引当金を計上しております。

③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

債務者区分ごとの貸倒実績率を基礎とする予想損失額、当連結会計年度末時点の債務者区分及び担保の処分可能見込額、並びに保証等による回収可能見込額等、金額の算出に用いた主要な仮定には重要な見積りの不確実性が含まれています。

貸倒引当金の見積りに関する主要な仮定については、連結計算書類作成時における入手可能な最善の情報に基づいておりますが、外部環境の著しい変化、貸出先等の経営状況の悪化、経営改善計画等の履行状況、担保価値の下落等が貸倒引当金計上時の前提と大きく乖離する場合には、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

追加情報

(取締役等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

当社及び当社の子会社である広島銀行は、中長期的な業績の向上と企業価値増大への貢献意識を高めることを目的として、取締役等を対象に、信託の仕組みを活用して当社株式を交付等する「役員報酬ＢＩＰ信託」を導入しております。

1．取引の概要

当社及び広島銀行が定める株式交付規程に基づき取締役等にポイントを付与し、退任時に累計ポイントに相当する当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭を信託を通じて交付及び給付します。取締役等に対し交付等する当社株式等については、予め当社が信託設定した金銭により取得します。

2．信託が保有する自社の株式に関する事項

(1)信託が保有する自社の株式は、信託における帳簿価額により株主資本において自己株式として計上しております。

(2)信託における自社の株式の当連結会計年度末の帳簿価額は1,304百万円であります。

(3)信託が保有する自社の株式の当連結会計年度末の株式数は1,718千株であります。

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

当社は、中長期的な株価向上や業績達成に向けたインセンティブの付与及び経営参画意識を高めることなどを目的として、当社グループ従業員を対象に、従業員インセンティブ・プラン「従業員持株ＥＳＯＰ信託」を導入しております。

1．取引の概要

当社が「ひろぎんホールディングス従業員持株会」(以下、「当社持株会」という。)に加入する従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者とする信託を設定し、当該信託は信託期間中に当社持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を、予め定める取得期間中に取得します。その後、当該信託は当社株式を毎月一定日に当社持株会に売却します。信託終了時に、株価の上昇により信託収益がある場合には、受益者たる従業員の拠出割合に応じて金銭が分配されます。また、株価の下落により譲渡損失が生じ信託財産に係る債務が残る場合には、金銭消費貸借契約の保証条項に基づき、当社が銀行に対して一括して弁済するため、従業員への追加負担はありません。

2．信託が保有する自社の株式に関する事項

(1)信託が保有する自社の株式は、信託における帳簿価額により株主資本において自己株式として計上しております。

(2)信託における自社の株式の当連結会計年度末の帳簿価額は1,792百万円であります。

(3)信託が保有する自社の株式の当連結会計年度末の株式数は2,001千株であります。

3．総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

総額法の適用により計上された借入金は、当連結会計年度末1,785百万円であります。

注記事項

（連結貸借対照表関係）

1．関係会社の株式及び出資金総額（連結子会社の株式を除く）　9,035百万円

2．銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、連結貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返等の各勘定に計上されるものであります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	9,401百万円
危険債権額	45,233百万円
三月以上延滞債権額	2,015百万円
貸出条件緩和債権額	27,020百万円
合計額	83,670百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

3．手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、7,984百万円であります。

4．担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	1,156,456百万円
貸出金	1,201,430百万円
その他資産	2,929百万円
担保資産に対応する債務	
預金	1,682百万円
売現先勘定	249,066百万円
債券貸借取引受入担保金	310,909百万円
借用金	1,377,942百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券1,207百万円及びその他資産50,000百万円を差し入れております。また、その他資産には、金融商品等差入担保金49,484百万円、保証金1,965百万円及び先物取引差入証拠金904百万円が含まれております。

5．現先取引及び信用取引等に係る担保として受け入れている有価証券のうち、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有するものは24,555百万円であります。

6．当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,845,778百万円であります。このうち原契約期間が１年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,722,764百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、銀行業を営む連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

7．土地の再評価に関する法律（1998年３月31日公布法律第34号）に基づき、銀行業を営む連結子会社の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日　1998年３月31日

同法律第３条第３項に定める再評価の方法　土地の再評価に関する法律施行令（1998年３月31日公布政令第119号）第２条第４号に定める、地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に基づいて、合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額　17,295百万円

8．有形固定資産の減価償却累計額　48,806百万円

9．有形固定資産の圧縮記帳額　12,733百万円

10.「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）による社債に対する保証債務の額は46,638百万円であります。

11. 元本補填契約のある信託の元本金額は、金銭信託17,903百万円であります。

（連結損益計算書関係）

1．「その他の経常収益」には、株式等売却益5,708百万円を含んでおります。

2．「その他の経常費用」には、貸出金償却3,946百万円、睡眠預金払戻損失引当金繰入による損失504百万円、貸出債権売却等による損失268百万円、株式等償却104百万円、株式等売却損45百万円を含んでおります。

（連結株主資本等変動計算書関係）

1．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：千株）

	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	312,370	—	3,595	308,775	（注１）
合計	312,370	—	3,595	308,775	
自己株式					
普通株式	8,513	4,448	4,590	8,371	（注２）
合計	8,513	4,448	4,590	8,371	

（注１）発行済株式数の減少は取締役会決議による自己株式の消却3,595千株によるものであります。

（注２）自己株式数の増加は取締役会決議による自己株式の取得4,447千株、単元未満株式の買取１千株によるものであり、減少は取締役会決議による自己株式の消却3,595千株、従業員持株ＥＳＯＰ信託による当社持株会への売却537千株、役員報酬ＢＩＰ信託による交付又は市場への売却458千株によるものであります。
役員報酬ＢＩＰ信託が所有する当社株式は、当連結会計年度末株式数に1,718千株含まれております。
従業員持株ＥＳＯＰ信託が所有する当社株式は、当連結会計年度末株式数に2,001千株含まれております。

2．新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計年度末残高（百万円）	摘要
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末		
当社	ストック・オプションとしての新株予約権			—			126	
	合計			—			126	

3．配当に関する事項

（1）当連結会計年度中の配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額	１株当たり配当額	基準日	効力発生日
2024年5月13日取締役会	普通株式	5,866百万円（注１）	19.00円	2024年3月31日	2024年6月５日
2024年11月８日取締役会	普通株式	7,210百万円（注２）	23.50円	2024年9月30日	2024年12月10日

（注１）配当金の総額には、役員報酬ＢＩＰ信託に対する配当金41百万円及び従業員持株ＥＳＯＰ信託に対する配当金48百万円が含まれております。

（注２）配当金の総額には、役員報酬ＢＩＰ信託に対する配当金40百万円及び従業員持株ＥＳＯＰ信託に対する配当金53百万円が含まれております。

（2）基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	１株当たり配当額	基準日	効力発生日
2025年5月12日取締役会	普通株式	7,455百万円（注）	利益剰余金	24.50円	2025年3月31日	2025年6月４日

（注）配当金の総額には、役員報酬ＢＩＰ信託に対する配当金42百万円及び従業員持株ＥＳＯＰ信託に対する配当金49百万円が含まれております。

（金融商品関係）

1．金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社グループは、銀行業務を中心に、金融商品取引、信用保証、リース、クレジットカード等の金融サービスを提供しております。これらの業務のうち、中核をなす銀行業務においては、預金の受け入れによる資金調達、貸出金や有価証券投資による資金運用を行っております。当社グループが保有する金融資産及び金融負債は金利変動、為替変動及び価格変動を伴うことから、こうした変動による不利な影響が生じないように、資産・負債の総合管理（ＡＬＭ）を行っており、その一環として、デリバティブ取引も行っております。また、お客さまへのリスクヘッジ手段の提供を目的としたデリバティブ取引も行っております。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

当社グループが保有する金融資産は、主として国内の取引先に対する貸出金であり、貸出先の信用状態の悪化等によってもたらされる信用リスクに晒されております。また、有価証券は、主に株式、債券、及び投資信託であり、満期保有目的、純投資目的及び地域経済の発展や当社グループの中長期的な企業価値の向上などを目的に保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

借入金、社債及びコマーシャル・ペーパーは、一定の環境の下で当社グループが市場を利用できなくなる場合など、支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されております。

デリバティブ取引には、取引先の金融ニーズに基づく為替予約や通貨スワップ等、及びＡＬＭの一環として行う金利スワップ等があり、金利・為替などの市場変化により損失が発生する市場リスクや、取引相手方の破綻等により当初の契約どおりに取引が履行されなくなる信用リスク（カウンター・パーティーリスク）に晒されております。このうちＡＬＭの一環として行う金利スワップ等は、これらをヘッジ手段として、ヘッジ対象である貸出金等に関わる金利の変動リスクに対してヘッジ会計を適用しております。これらのヘッジの有効性の評価方法は、実務指針等に定められた方法により評価しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

信用リスクとは、信用供与先の信用状態の悪化等により、資産の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスクのことです。

当社グループでは、信用リスク管理の基本方針を定めた「グループ信用リスク管理規程」を基に信用リスクを適切に管理しております。

また、貸出金等の信用リスクを客観的に把握するための「内部格付制度」や「自己査定制度」を整備し、グループ会社の信用リスク管理状況や当社グループ全体の与信集中リスクをモニタリングするとともに、個々の債務者やポートフォリオの信用リスクを的確に把握し、必要に応じて当社からグループ会社に指導・助言を行っています。

②市場リスクの管理

市場リスクとは、金利、有価証券等の価格、為替等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、保有する資産の価値が変動し、損失を被るリスクのことです。

当社グループでは、市場リスク管理の基本方針を定めた「グループ市場リスク管理規程」を基に市場リスクを適切に管理しております。

また、有価証券だけでなく、預貸金等を含めたＡＬＭの充実・強化を図ることによって金利をはじめとする市場リスクをコントロールし、収益の安定化を図っております。

当社グループでは、当社グループ全体の市場リスクの管理を厳格に実施するため、リスク量の限度額等を設定するとともに、ヘッジ方針や資産価値が減少した場合の報告・協議ルール等を定め、市場の動きに迅速かつ適切に対応し、収益の安定化を図る体制を構築しております。限度額等の遵守状況は、ポジション額、リスク量、損益状況等の主要な計数とともに日次で管理しております。

また、時価主義会計に的確に対応して、保有目的区分に基づく厳正な会計処理を行い、市場価格の変動を適切に財務内容に反映しております。

銀行業を営む連結子会社では、トレーディング目的の取引（有価証券及びオフバランス取引において、短期的な売買差益やお客さまの依頼に基づく取次等を目的とした取引）については、特別な管理として特定取引勘定を設置し、時価に基づく透明な会計処理を実施して管理強化を図っております。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

流動性リスクとは、予期せぬ資金の流出等により、資金繰りがつかなくなる場合や、通常より著しく高い金利での資金調達を余儀なくされること等により損失を被るリスクのことです。

当社グループでは、流動性リスク管理の基本方針を定めた「グループ流動性リスク管理規程」を基に、流動性リスクを適切に管理しております。

当社グループでは、短期間のストレス下における資金流出に備えるため、流動性カバレッジ比率（ＬＣＲ）を管理しております。また、長期的な資金調達リスクの軽減を図るため、流動性の乏しい貸出金と預金、長期市場調達等の安定性調達との差額である安定性ギャップを管理しております。

さらに、資金繰り及び流動性リスクの状況や資金繰りに影響を与える事項についてモニタリングを行い、不測の事態が発生した場合も迅速かつ的確に対応する体制を整備しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2．金融商品の時価等に関する事項

2025年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません（(注１）参照)。また、現金預け金、コールローン及び買入手形、買入金銭債権、外国為替（資産・負債)、コールマネー及び売渡手形、売現先勘定並びに債券貸借取引受入担保金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 特定取引資産（＊１）			
売買目的有価証券	1,527	1,527	－
(2) 金銭の信託	13,022	13,022	－
(3) 有価証券			
満期保有目的の債券	75,129	71,944	△3,185
その他有価証券（＊２）	1,827,890	1,827,890	－
(4) 貸出金	7,934,540		
貸倒引当金（＊３）	△36,876		
	7,897,663	7,890,275	△7,388
資産計	9,815,233	9,804,659	△10,573
(1) 預金	9,277,057	9,275,522	△1,534
(2) 譲渡性預金	160,242	160,247	4
(3) 借用金	1,443,553	1,437,704	△5,848
負債計	10,880,853	10,873,474	△7,378
デリバティブ取引（＊４）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	2,141	2,141	－
ヘッジ会計が適用されているもの	(23,288)	(23,288)	－
デリバティブ取引計	(21,147)	(21,147)	－

（＊１）特定取引資産には、デリバティブ取引は含めておりません。

（＊２）その他有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号　2021年６月17日。以下、「時価算定会計基準適用指針」という。）第24－９項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

（＊３）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。
（＊４）特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。
デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（　）で表示しております。

（注１）市場価格のない株式等の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含まれておりません。

（単位：百万円）

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式（＊１）（＊２）	8,295
組合出資金（＊３）	5,386
その他	0

（＊１）非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号　2024年９月13日）第５項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。
（＊２）当連結会計年度において、非上場株式について104百万円減損処理を行っております。
（＊３）組合出資金は、非連結の子会社及び子法人等への出資金であります。

3．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度（2025年３月31日）

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
金銭の信託	－	13,022	－	13,022
特定取引資産及び有価証券				
売買目的有価証券				
国債・地方債等	34	1,492	－	1,527
その他有価証券				
国債・地方債等	569,255	233,146	－	802,401
社債	－	240,413	51,155	291,568
株式	113,283	－	－	113,283
その他	155,874	447,235	－	603,110
デリバティブ取引				
金利関連	－	13,720	－	13,720
通貨関連	－	14,791	2,114	16,905
その他	－	－	61	61
資産計	838,448	963,821	53,331	1,855,602
デリバティブ取引				
金利関連	－	9,032	－	9,032
通貨関連	－	40,619	2,121	42,741
その他	－	－	61	61
負債計	－	49,652	2,183	51,835

（＊１）時価算定会計基準適用指針第24－９項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託については、上記表には含めておりません。連結貸借対照表における当該投資信託の金額は4,495百万円であります。

（＊２）時価算定会計基準適用指針第24－16項を適用した組合出資金については、上記表には含めておりません。連結貸借対照表における当該組合出資金の金額は13,030百万円であります。

（＊３）デリバティブ取引のうち、ヘッジ会計を適用している取引の連結貸借対照表計上額は23,288百万円であります。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品
当連結会計年度（2025年３月31日）

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
有価証券				
満期保有目的の債券				
国債・地方債等	23,373	48,571	－	71,944
貸出金	－	－	7,890,275	7,890,275
資産計	23,373	48,571	7,890,275	7,962,219
預金	－	9,275,522	－	9,275,522
譲渡性預金	－	160,247	－	160,247
借用金	－	1,428,457	9,247	1,437,704
負債計	－	10,864,227	9,247	10,873,474

（注１）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明
資産
金銭の信託
有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券については、株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格等によっており、構成物のレベルに基づき、レベル２に分類しております。また、有価証券運用を主目的としない金銭の信託においては、約定期間が短期間のものであり、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としており、レベル２の時価に分類しております。
なお、保有目的ごとの金銭の信託に関する注記事項については「(金銭の信託関係)」に記載しております。

特定取引資産及び有価証券

特定取引資産及び有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル１の時価に分類しております。主に上場株式、国債、上場投資信託がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル２の時価に分類しております。主に地方債、社債、住宅ローン担保証券がこれに含まれます。また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル２の時価に分類しております。

私募債は、内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金等の合計額を信用リスク等のリスク要因を織込んだ割引率で割り引いて時価を算定しており、当該割引率が観察不能であることからレベル３の時価に分類しております。

貸出金

貸出金については、貸出商品の種類、貸出金利の種類、一定の期間及び内部格付に基づく区分ごとに、将来キャッシュ・フローを同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証等による回収可能見込額に基づいて貸倒見積額を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル３の時価、そうでない場合はレベル２の時価に分類しております。

負債

預金、及び譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、預金商品の種類、一定の期間ごとに区分して、将来キャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

当該時価はレベル２の時価に分類しております。

借用金

借用金については、調達の種類ごとに、将来キャッシュ・フローを同様の新規調達を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。また、約定期間が短期間のものは、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル３の時価、そうでない場合はレベル２の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル１の時価に分類しており、主に債券先物取引や金利先物取引がこれに含まれます。

ただし、大部分のデリバティブ取引は店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、取引の種類や満期までの期間に応じて現在価値技法やブラック・ショールズ・モデル等の評価技法を利用して時価を算定しております。それらの評価技法で用いている主なインプットは、金利や為替レート、ボラティリティ等であります。また、取引相手の信用リスク及び銀行業を営む連結子会社の信用リスクに基づく価格調整を行っております。観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合はレベル２の時価に分類しており、プレイン・バニラ型の金利スワップ取引、為替予約取引等が含まれます。重要な観察できないインプットを用いている場合はレベル３の時価に分類しており、通貨関連取引、その他（地震デリバティブ等）が含まれます。

（注２）時価で連結貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル３の時価に関する情報

(1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報（2025年３月31日）

区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲	インプットの加重平均
有価証券				
その他有価証券				
私募債	現在価値技法	割引率	0.50%―6.00%	1.40%

(2) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益（2025年３月31日）

（単位：百万円）

	期首残高	当期の損益又はその他の包括利益		購入、売却、発行及び決済の純額	レベル３の時価への振替	レベル３の時価からの振替	期末残高	当期の損益に計上した額のうち連結貸借対照表日において保有する金融資産及び金融負債の評価損益（＊１）
		損益に計上（＊１）	その他の包括利益に計上					
有価証券								
その他有価証券								
私募債	56,858	44	△679	△5,067	－	－	51,155	－
デリバティブ取引								
通貨関連（＊２）	△1	△5	－	－	－	－	△7	△5

（＊１）連結損益計算書の「特定取引収益」、「その他業務収益」及び「その他業務費用」に含まれております。

（＊２）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務及び利益・損失は純額で表示しており、正味の債務・損失となる項目については、△で示しております。

(3) 時価の評価プロセスの説明

当社グループはバック部門にて時価の算定に関する方針、手続き及び時価評価モデルの使用に係る手続きを定めております。ミドル部門は当該モデル、使用するインプット及び算定結果としての時価が方針及び手続きに準拠しているか妥当性を確認しております。またバック部門は当該確認結果に基づき時価のレベルの分類について判断しております。第三者から入手した相場価格を時価として利用する場合においては、使用されている評価技法及びインプットの確認等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

(4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

割引率は、TIBORやスワップ・レートなどの基準市場金利に対する調整率であり、主に信用リスクから生じる金融商品のキャッシュ・フローの不確実性に対し市場参加者が必要とする報酬額であるリスク・プレミアムから構成されます。一般に、割引率の著しい上昇（低下）は、時価の著しい下落（上昇）を生じさせます。

（有価証券関係）

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「特定取引資産」中の商品有価証券、「現金預け金」中の譲渡性預け金及び「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

1．売買目的有価証券（2025年３月31日現在）

	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
売買目的有価証券	△45

2．満期保有目的の債券（2025年３月31日現在）

	種類	連結貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	－	－	－
	地方債	－	－	－
	社債	－	－	－
	その他	－	－	－
	小計	－	－	－
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	24,539	23,373	△1,166
	地方債	50,590	48,571	△2,018
	社債	－	－	－
	その他	－	－	－
	小計	75,129	71,944	△3,185
合計		75,129	71,944	△3,185

3．その他有価証券（2025年３月31日現在）

	種類	連結貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	90,428	37,672	52,756
	債券	50,085	49,933	151
	国債	49,676	49,527	148
	地方債	－	－	－
	社債	408	405	3
	その他	281,030	259,685	21,344
	小計	421,544	347,291	74,252
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	22,854	30,307	△7,452
	債券	1,043,885	1,112,954	△69,069
	国債	519,578	561,730	△42,151
	地方債	233,146	245,739	△12,593
	社債	291,160	305,484	△14,323
	その他	364,606	390,151	△25,544
	小計	1,431,346	1,533,413	△102,067
合計		1,852,890	1,880,704	△27,814

4．当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券（自　2024年４月１日　至　2025年３月31日）

該当ありません。

5．当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自　2024年４月１日　至　2025年３月31日）

	売却額 （百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
株式	16,702	3,440	45
債券	134,000	110	4,186
国債	102,597	61	3,627
地方債	31,085	－	559
社債	317	49	－
その他	105,808	5,066	4,808
合計	256,512	8,618	9,041

6．保有目的を変更した有価証券
該当ありません。

7．減損処理を行った有価証券
売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度における減損処理額は、４百万円（うち、債券４百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、当連結決算日において時価が取得原価に対して50％以上下落している銘柄を全て、また30％以上50％未満下落している銘柄のうち債務者区分等を勘案し、必要と認められる銘柄を著しく下落したと判断しております。なお、著しく下落した場合であっても、回復する見込みがあると認められる銘柄については、減損処理を行っておりません。

（金銭の信託関係）

1．運用目的の金銭の信託（2025年３月31日現在）
該当ありません。

2．満期保有目的の金銭の信託（2025年３月31日現在）
該当ありません。

3．その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（2025年３月31日現在）

	連結貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）	うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの（百万円）	うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの（百万円）
その他の金銭の信託	13,022	13,022	－	－	－

（注）１．連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。
２．「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

（収益認識関係）

顧客との契約から生じる収益を分解した情報（2025年３月31日）

（単位：百万円）

区分	報告セグメント			その他	合計
	銀行業	リース業	計		
顧客との契約から生じる経常収益	23,211	－	23,211	9,835	33,047
上記以外の経常収益	143,850	22,697	166,548	1,773	168,321
外部の顧客に対する経常収益	167,062	22,697	189,759	11,608	201,368

（注）「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、金融商品取引業務、債権管理回収業務及びＩＴ関連業務等を含んでおります。

（１株当たり情報）

１株当たりの純資産額	1,679円10銭
１株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額	118円55銭
潜在株式調整後１株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額	118円49銭

（注）日本マスタートラスト信託銀行株式会社（役員報酬ＢＩＰ信託口・76131口、従業員持株ＥＳＯＰ信託口・76905口）が所有している当社株式については、連結計算書類において自己株式として会計処理しているため、１株当たり情報の算定上の控除する自己株式に含めております。

１株当たり情報の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は3,719千株、期中平均株式数は4,158千株であります。

（ストック・オプション等関係）

1．ストック・オプションにかかる当連結会計年度における費用計上額及び科目名

該当ありません。

2．ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

（1）ストック・オプションの内容

	株式会社ひろぎんホールディングス 第１回新株予約権	株式会社ひろぎんホールディングス 第２回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	広島銀行取締役　１名	広島銀行取締役　１名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式　15,800株	普通株式　16,750株
付与日	2010年７月28日	2011年７月27日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない。	権利確定条件は定めていない。
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない。	対象勤務期間は定めていない。
権利行使期間	2020年10月１日 ～2040年７月28日	2020年10月１日 ～2041年７月27日

	株式会社ひろぎんホールディングス 第３回新株予約権	株式会社ひろぎんホールディングス 第４回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	広島銀行取締役　１名	広島銀行取締役　１名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式　38,100株	普通株式　22,650株
付与日	2012年７月27日	2013年７月25日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない。	権利確定条件は定めていない。
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない。	対象勤務期間は定めていない。
権利行使期間	2020年10月１日 ～2042年７月27日	2020年10月１日 ～2043年７月25日

	株式会社ひろぎんホールディングス 第５回新株予約権	株式会社ひろぎんホールディングス 第６回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	広島銀行取締役　１名	広島銀行取締役　１名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式　25,650株	普通株式　18,000株
付与日	2014年７月30日	2015年７月31日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない。	権利確定条件は定めていない。
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない。	対象勤務期間は定めていない。
権利行使期間	2020年10月１日 ～2044年７月30日	2020年10月１日 ～2045年７月31日

	株式会社ひろぎんホールディングス 第７回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	広島銀行取締役　２名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式　34,500株
付与日	2016年７月29日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない。
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない。
権利行使期間	2020年10月１日 ～2046年７月29日

（注）１．当社が広島銀行の単独株式移転により設立されたことに伴い、広島銀行が発行していた新株予約権者に対して当社の新株予約権を交付したものであります。
２．株式数に換算して記載しております。
３．付与日は広島銀行における当初の付与日であります。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（2025年３月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	株式会社ひろぎんホールディングス第１回新株予約権	株式会社ひろぎんホールディングス第２回新株予約権	株式会社ひろぎんホールディングス第３回新株予約権	株式会社ひろぎんホールディングス第４回新株予約権
権利確定前（株）				
前連結会計年度末	—	—	—	—
付与	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	—
権利確定後（株）				
前連結会計年度末	15,800	16,750	38,100	22,650
権利確定	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
未行使残	15,800	16,750	38,100	22,650

	株式会社ひろぎんホールディングス第５回新株予約権	株式会社ひろぎんホールディングス第６回新株予約権	株式会社ひろぎんホールディングス第７回新株予約権
権利確定前（株）			
前連結会計年度末	—	—	—
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	—	—	—
権利確定後（株）			
前連結会計年度末	25,650	18,000	34,500
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	25,650	18,000	34,500

② 単価情報

	株式会社ひろぎんホールディングス第１回新株予約権	株式会社ひろぎんホールディングス第２回新株予約権	株式会社ひろぎんホールディングス第３回新株予約権	株式会社ひろぎんホールディングス第４回新株予約権
権利行使価格	１円	１円	１円	１円
行使時平均株価	—	—	—	—
付与日における公正な評価単価	652円	644円	446円	820円

	株式会社ひろぎんホールディングス第５回新株予約権	株式会社ひろぎんホールディングス第６回新株予約権	株式会社ひろぎんホールディングス第７回新株予約権
権利行使価格	１円	１円	１円
行使時平均株価	—	—	—
付与日における公正な評価単価	914円	1,346円	654円

第５期末（2025年３月31日現在）貸借対照表

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**18,496**	**流動負債**	**1,580**
現金及び預金	17,970	1年内返済予定の長期借入金	510
前払費用	83	未払費用	148
その他流動資産	442	未払金	97
固定資産	**449,163**	未払法人税等	137
有形固定資産	**5**	未払消費税等	39
工具、器具及び備品	5	預り金	7
無形固定資産	**5**	前受収益	73
ソフトウエア	5	その他流動負債	565
投資その他の資産	**449,152**	**固定負債**	**1,621**
関係会社株式	448,792	長期借入金	1,275
長期前払費用	199	長期前受収益	178
繰延税金資産	150	株式給付引当金	168
その他	9	**負債の部合計**	**3,202**
		（純資産の部）	
		株主資本	**464,331**
		資本金	**60,000**
		資本剰余金	**376,237**
		資本準備金	15,000
		その他資本剰余金	361,237
		利益剰余金	**36,196**
		その他利益剰余金	36,196
		繰越利益剰余金	36,196
		自己株式	**△8,102**
		新株予約権	**126**
		純資産の部合計	**464,458**
資産の部合計	**467,660**	**負債及び純資産の部合計**	**467,660**

第５期（2024年４月１日から2025年３月31日まで）損益計算書

（単位：百万円）

科目	金額	
営業収益		**24,591**
関係会社受取配当金	21,723	
関係会社受入手数料	2,867	
営業費用		**2,806**
販売費及び一般管理費	2,806	
営業利益		**21,784**
営業外収益		**101**
受取利息	4	
受取保証料	73	
雑収入	23	
営業外費用		**0**
雑損失	0	
経常利益		**21,886**
税引前当期純利益		**21,886**
法人税、住民税及び事業税	**130**	
法人税等調整額	**△53**	
法人税等合計		**77**
当期純利益		**21,809**

第５期（2024年４月１日から2025年３月31日まで）株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	**60,000**	**15,000**	**364,237**	**379,237**
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
自己株式の取得				
自己株式の処分				
自己株式の消却			△2,999	△2,999
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	－	－	△2,999	△2,999
当期末残高	**60,000**	**15,000**	**361,237**	**376,237**

	株主資本				新株予約権	純資産合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計		
	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	**27,464**	**27,464**	**△6,930**	**459,771**	**126**	**459,897**
当期変動額						
剰余金の配当	△13,076	△13,076		△13,076		△13,076
当期純利益	21,809	21,809		21,809		21,809
自己株式の取得			△5,001	△5,001		△5,001
自己株式の処分			828	828		828
自己株式の消却			2,999	－		－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					－	－
当期変動額合計	8,732	8,732	△1,172	4,560	－	4,560
当期末残高	**36,196**	**36,196**	**△8,102**	**464,331**	**126**	**464,458**

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1．有価証券の評価基準及び評価方法
　有価証券の評価は、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については、移動平均法による原価法により行っております。
2．固定資産の減価償却の方法
（1）有形固定資産
　有形固定資産は、定率法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。
　　工具、器具及び備品　３年～10年
（2）無形固定資産
　無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいて償却しております。
3．引当金の計上基準
　株式給付引当金は、株式交付規程に基づく当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）及び執行役員への当社株式の交付等に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額を計上しております。

会計方針の変更

(法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用)
　「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日）等を当事業年度の期首から適用しております。なお、当事業年度において、計算書類に与える影響はありません。

追加情報

（取締役等に信託を通じて自社の株式を交付する取引）

取締役等に信託を通じて自社の株式を交付する取引について、連結計算書類「追加情報」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

（従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引）

従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引について、連結計算書類「追加情報」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

1．有形固定資産の減価償却累計額	11百万円
2．関係会社に対する金銭債権	17,970百万円
3．関係会社に対する金銭債務	0百万円

（損益計算書関係）

関係会社との取引高

営業取引による取引高	
営業収益	24,591百万円
営業費用	154百万円
営業取引以外の取引による取引高	
営業外収益	23百万円

（株主資本等変動計算書関係）

自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：千株）

	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数	摘要
自己株式					
普通株式	8,315	4,448	4,590	8,174	（注）
合計	8,315	4,448	4,590	8,174	

（注）増加は取締役会決議による自己株式の取得4,447千株、単元未満株式の買取１千株によるものであり、減少は取締役会決議による自己株式の消却3,595千株、従業員持株ＥＳＯＰ信託による当社持株会への売却537千株、役員報酬ＢＩＰ信託による交付又は市場への売却458千株によるものであります。
役員報酬ＢＩＰ信託が所有する当社株式は、当事業年度末株式数に1,718千株含まれております。
従業員持株ＥＳＯＰ信託が所有する当社株式は、当事業年度末株式数に2,001千株含まれております。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
未払事業税	8百万円
未払費用	45百万円
株式給付引当金	52百万円
ＢＩＰ信託関連	43百万円
ＥＳＯＰ信託関連	42百万円
関係会社株式	129百万円
その他	0百万円
繰延税金資産小計	322百万円
評価性引当額	△172百万円
繰延税金資産合計	150百万円
繰延税金負債合計	－百万円
繰延税金資産の純額	150百万円

(関連当事者との取引)

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	株式会社広島銀行	所有直接 100.00%	経営管理等役員の兼任	配当金の受取	19,600	—	—
				経営管理料の受取（注１）	2,732	—	—
				預金の預入（注２）	—	現金及び預金	17,970

（注１）経営管理料は、当社の経営活動に必要な諸経費として合理的に見積もられた金額に基づき算定しております。

（注２）預金取引の金利条件については、預入時における店頭金利を適用しております。

（１株当たり情報）

１株当たりの純資産額	1,544円67銭
１株当たりの当期純利益金額	72円10銭
潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額	72円06銭

（注）日本マスタートラスト信託銀行株式会社（役員報酬ＢＩＰ信託口・76131口、従業員持株ＥＳＯＰ信託口・76905口）が所有している当社株式については、計算書類において自己株式として会計処理しているため、１株当たり情報の算定上の控除する自己株式に含めております。

１株当たり情報の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は3,719千株、期中平均株式数は4,158千株であります。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年５月８日

株式会社ひろぎんホールディングス
　取 締 役 会　御中

有限責任 あずさ監査法人
広島事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	横　澤　悟　志
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	秋　宗　勝　彦
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	髙　藤　顕　広

監査意見
　当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社ひろぎんホールディングスの2024年４月１日から2025年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ひろぎんホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
　監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
　監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係
　会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年５月８日

株式会社ひろぎんホールディングス
　取 締 役 会　御中

有限責任 あずさ監査法人
広島事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	横　澤　悟　志
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	秋　宗　勝　彦
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	髙　藤　顕　広

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社ひろぎんホールディングスの2024年４月１日から2025年３月31日までの第５期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
　監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
　監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告書

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2024年４月１日から2025年３月31日までの第５期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

①　監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門その他内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年５月８日

株式会社ひろぎんホールディングス 監査等委員会

監査等委員（常勤）	熊　野　達　朗
監査等委員	谷　　宏　子
監査等委員	北　村　俊　明
監査等委員	大　隈　郁　仁

(注) 監査等委員谷宏子、北村俊明及び大隈郁仁は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以　上

株主総会会場ご案内略図



会場　ひろぎんホールディングス本社ビル４階大ホール　広島市中区紙屋町一丁目３番８号
TEL　082 - 245 - 5151

交通

○広島電鉄
- 紙屋町東　下車　徒歩約５分
- 本　　通　下車　徒歩約３分

○アストラムライン
- 本　　通　下車　徒歩約５分

会 場
ひろぎんホールディングス
本社ビル４階大ホール

駐車場について
当日は駐車場の用意はいたしておりませんので、公共交通機関をご利用いただきますようお願い申しあげます。

UD FONT 見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

VEGETABLE OIL INK